

平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

平成30年9月10日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
行政管理課長	木村西君	財政課長	川口莊一君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
福祉推進課長	嶋田淳君	生活福祉課長	川田貴之君
障害福祉課長	小川則之君	健康課長	志村明子君

環境課長 宮 鍋 和 志 君
都市計画課長 神 山 尚 君
建築課長 中 橋 健 君
社会教育課長 佐 伯 芳 幸 君
選挙管理委員会
事務局 長 塚 原 健 彦 君

ごみ対策課長 中 山 仁 君
土木課長 寺 島 由紀夫 君
下水道課長 廣 瀬 裕 君
中央公民館長 尾 又 恵 子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 9月7日に引き続き、1番、森田真一議員の一般質問を行います。

○1番（森田真一君） おはようございます。それでは、金曜日に引き続いて一般質問、続けさせていただきます。

金曜日は途中で切れてしまいましたけれども、学校体育館の冷房化について伺いました。これは繰り返になりますけれども、この間、学校での諸活動の中で死亡事故が起きている、そういった中で、学校体育館の中で熱中症などによって命を落とすというようなことがかなりの割合であるんだということも御紹介をいたしました。命にかかわる問題として、国、都に対しても強く制度改善の要望をしていただくとともに、また小中学校体育館の早急な冷房化をお願いをしまして、この項目は終わらせていただきます。

それでは、次の項目になりますが、狭山公民館のエレベーターなどの設置についてということで伺います。

初めに伺いますが、予算的なことも含めて、当面この設置の予定は検討されていないというようなことかと思えますけれども、例えば家庭用のホームエレベーターと呼ばれているものがあります。これはいろんなタイプのやつがありますけれども、例えば箱型というのでしょうか、かご型というのでしょうか、こういったものですと1,000万円近い設置費用がかかるとは言われてるんですけども、階段に設置をしてあるような椅子型の昇降機、これなんかですと大体150万円から200万円ぐらいあれば設置は可能というようなことがカタログなんかから読み取れます。また、東京都が高齢者向けに助成の制度なんかもつくってるようでもありますけれども、ごめんなさい、東京都じゃなくて各自治体ですね、助成制度をつくっているところなんかもあるんですけども、こういったところでも大体そういう相場になっているようでもあります。一桁、予算でいえば違うようなものになるわけですが、こういったものでも便宜的に利用できる可能性があるんじゃないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 椅子型の昇降機ということで、200万円程度でできるということでどうでしょうかというようなお尋ねでございますけれども、椅子型の昇降機にしても、またエレベーター設置をするにいたしましても、その際にはやはり階段の壁の強度、こちらのことや強度補強のための工事、こちらにもいろいろ本当に大丈夫なのかとか、そういうことでさまざま調査が必要になってくるというふうに思っておりますので、やはりそれなりといいますか、相当の経費がかかるんじゃないかというふうに思っております。

議員も御承知のとおり、狭山公民館、開設して40年がたっておりまして、大変老朽化が進んでございます。先日、教育長の答弁でもさせていただきましたけれども、狭山公民館については喫緊の課題、こちらが数多くありまして、そちらのほうを優先して解決をしていかなければならないというふうに私も考えておりますので、いずれの階段昇降機等の設置につきましては、ちょっと現状では困難であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今の時点の御認識ではそういうことだということだと思います。

それで、金曜日のお答えですと、担当の職員と相談をして、できるだけ1階部分の部屋を使っていたくというのが合理的なんじゃないかということかと思うんですけども、御存じのとおり、公民館、以前は調整会議とって利用者の方が顔を合わせて話し合っ、例えばうち、今けがしている人がいるから、なるだけ1階使わせてもらえないなんていう相談をしながら融通し合うという機会もあったんですけど、今機械式の抽せんになったんで、なかなかそういった細かいすり合わせができないってことで利用者の皆さんなんかからは何うんです。ですから、最初から1階の利用を申し込んでうまくいけばそれでいいですし、たまたまそういうふうになって1階があてればそっちのほうを使わせてもらうということではできるかと思うんですけども、必ずそういう足の不自由な方がいらっしゃるから1階を優先的に利用できるというようなことは多分ないんだと思うんですよ。そういった場合なんかはどういう配慮をされることになるんでしょうか。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館では、御登録のときに、ほかのグループさんとお部屋の調整などをする場合には御連絡先をお教えしてもよろしいですかというような登録にさせていただいております。ですので、公民館のほうに御相談いただければ、相手方様の御連絡先を相互にやりとりできるようにお知らせしております、その中で調整させていただいていることですので、この件に関しましてもそのような調整の仲介をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 狭山公民館の場合は、1階の利用の仕方と2階の利用の仕方って随分違うんですよ。1階はホールになっていまして、よくお祭りなんかでも利用させていただいてますけど、軽く運動したりとか、そういうのが中心になったりとか、大勢で使ったりとかいうことがあるかと思ひます。2階のほうは和室ですとか、小さい少人数で使う部屋ということなんで、うまくそれがお互いに都合よく入れかえていただければ、それはそれにこしたことはないわけですけども、必ずしも利用によってはそうもいかない場合もあるんじゃないかなと。ましてや1階は1部屋しかありませんので、そこら辺のところ、そういう融通だけで本当にできるのかってことは気にかかるところです。

これは要望も含めてということではありますが、災害時もさることながら、平時の利用からしてけがや障害を理由として利用を断ることになったり、また結果として利用を諦めるようなことになってはいけないんだと思うんです。本格的な設置は大規模改修を待つことになるというのは理解はできるんですけども、次善の策として先ほど申し上げたような次善の策がとれないのだろうかというふうに思ひまして、今回はお願いをしているところであります。

仮に、たとえ利用が1人しかなかったとしても、この日常生活用具の質問のところでもちょっと触れましたけれども、盲人会連合会の提言でもありますとおり、障害者総合支援法や小中学校での障害者差別解消法の趣旨にのっとった対応をお願いをしたいというふうに思ひますので、これはまた宿題というか、検討を続けていただくということをお願いをしたいと思ひます。まだ検討段階ではないですから、当然、仮にやったらどうなるというような数字も特にないかと思ひますので、ぜひ御検討もいただいて、また改めてこの要望についてはさせていただければというふうに思ひます。

それでは、項目、次に移ります。

災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードの利用についてでございますが、ヘルプカードの利用は可能であるということで29年第4回定例会でもお答えいただきまして、その後準備進めていただいて

るということかと思えますけれども、具体的には大体どれぐらいまでには御用意いただけそうかというのが目星がありましたら教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードの整備状況ということでございますけれども、今各備蓄コンテナに避難所を開設し運営する際に使用する避難者カードや各種様式を配備しております。これの備蓄枚数とか書式の内容の確認などを整理を少しずつ進めておりまして、この整理とあわせてヘルプカードの調整もしていくというふうに考えてございましたが、ことし3月に東京都が以前から作成しております避難所管理運営の指針というのがございますが、これが改訂されました。かなり細かな様式等がそこで示されてございますので、そこで改めてこの指針を参考に整理をするということにいたしました。そういう関係で、現在はまだ確認作業を進めていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 前は改訂前に要望して、具体的なこういう書式のカードなんですよというのがありましたんで、いってみればそのままコピーして使えば用事が足りるのかなという理解の段階で要望した次第ですけども、そういった全体的なこととのすり合わせもあるかと思えますので、ちょっと時間かかるのかなというふうには思いますが、言うまでもないんですが、地震や天災というのはいつ来るかわからなくて、実際の夏は毎月のようにそういう天変地異でというようなこともありますので、本当にお忙しい中でそういった対応もしながら大変だと思うんですけど、引き続きぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成30年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、高齢者肺炎球菌ワクチンについてであります。

肺炎は、日本人の死因の第3位を占める重大な疾患です。肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加しています。特に高齢者の死亡率が高い肺炎予防のための定期接種制度が平成26年10月から開始されました。

平成26年度から始まった肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能となります。国としては、5年間毎年同じ年齢の方を対象に実施することで65歳以上の全員の接種を目指しており、これまで65歳以上の全ての対象者に接種の機会が与えられましたが、今年度で経過措置の最終年度であり、平成31年度以降は対象者が65歳のみになる予定で、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることとなります。平成30年度末までの定期接種制度の経過措置期間は65歳以上の接種を底上げするチャンスであります。接種率については、その周知方法や取り組みによってこの5年で非常に大きな差が開くことが予想されます。また、このことによって肺炎による入院や死亡の件数にも大きな差が出てくる可能性があります。

す。

この肺炎球菌ワクチンは、大きな医療費削減効果も期待されております。公開されております厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会報告書では、高齢者肺炎球菌ワクチンを毎年65歳の方全員に接種した場合、1年当たり5,115億円の保険医療費が削減できると試算されております。

今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、国保の医療費の増加を抑えるためには、このワクチンの接種率を上げて肺炎に係る医療費を削減することが非常に有効な手段となるのではないかと考えております。

そこで、以下お伺いをいたします。

①といたしまして、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業において平成26年度から平成29年度の定期接種対象者の受診状況について。

②といたしまして、接種率向上に関する取り組みと、その成果や課題について。

③といたしまして、平成31年度以降は対象者が65歳のみになる予定であり、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることになるが、接種できなかった市民のための対策としての救済措置についてお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、社会的弱者にやさしいまちづくりについてお伺いいたします。

これまでの都市環境は社会的弱者への配慮を欠いていることが多く、そのため高齢者や身体障害者など、何らかの心身の障害を持つ人々は日常生活に不便を強いられております。

高齢者標準社会は、社会に元気な高齢者がふえていることを踏まえ、これまで健康な成人に合わせて考えられてきた社会のさまざまな構造やシステムを高齢者の身体能力や認知能力を水準として見直していこうというものでございます。

そこで、以下お伺いをいたします。

①といたしまして、高齢者標準社会への当市の取り組みと現状や課題について。

次に、障害者差別解消法が施行されてもなお補助犬への理解がなかなか進まず、残念ながらホテルや飲食店で入店を拒否される事例も耳にいたします。しかし、補助犬は利用者にとって日常生活をサポートしてくれる重要な存在であり、目のかわり、耳のかわりであり、まさに体の一部です。

2020年東京オリンピック・パラリンピックには世界中から補助犬を伴う方が東京を訪れます。そして、当市にも訪れていきたいと願います。

補助犬に対する正しい知識と対応方法を身につけた人材の育成はもちろん、東大和市の顔である市役所の庁舎でも補助犬受け入れの体制づくりが必要ではないでしょうか。また、補助犬への理解が進むことは、障害者の自立や社会参加への理解も進むことにつながると考えます。

そこで、②といたしまして、平成14年に身体障害者補助犬法がスタートして、スーパーやホテル、レストラン、公共交通機関などで補助犬の同伴が認められたが、当市の現状や認識について。

③といたしまして、補助犬法では、3種類の補助犬に認定制度を設け、認定証の携帯、そして補助犬への表示を義務づけているが、当市の補助犬法の周知徹底や普及啓発の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、災害対策についてお伺いいたします。

6月に大阪北部地震、7月には西日本で豪雨災害が発災し、先週には台風21号、そして北海道で震度7の地震がありました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

私ども公明党は、全国3,000人の議員が地域の皆様を訪問し、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4つ

のテーマについて調査を実施いたしました。

防災・減災に関するアンケートでは、改善が必要な地域の危険箇所として、3割以上が空き家、道路、河川と回答しました。国民の多くが豪雨、土砂災害による河川の氾濫、道路の寸断、そして所有者が管理を怠っている空き家や空き地がもたらす被害の拡大を心配されていることが明らかになりました。私がお聞きした内容では、河川の氾濫による水害に対する不安を語っている方が多くいらっしゃいました。

また、全国的な課題になっている空き家・空き地の有効活用の推進とともに、通学路、ブロック塀を含む道路や、河川、橋、上下水道などのインフラ整備、老朽化対策は喫緊の課題であります。また、災害時にみずからがとるべき行動を時系列でまとめたマイ・タイムラインの普及、3日分の非常食料、水、常備薬や救命胴衣などの備蓄も後押しし、迅速な防災行動を促して、逃げおくれゼロを目指しております。

そこで以下、お伺いいたします。

①といたしまして、緊急道路障害物除去路線や急傾斜地の安全点検の内容について。

②といたしまして、ブロック塀診断の補助金制度について。

③といたしまして、狭山2・3丁目の通称日立住宅の南側が大規模災害に見舞われた場合の避難経路の確保について。

④といたしまして、ハザードマップの公表について。

⑤といたしまして、西日本豪雨災害並みの総雨量があった場合の空堀川や奈良橋川流域の被害想定について。

⑥といたしまして、災害に即した一時避難場所のあり方について。

⑦といたしまして、防災教育の促進と地域防災力の向上に役立つマイ・タイムラインの推進についてお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、選挙の投票率向上についてお伺いいたします。

平成29年第3回定例会において、誰もが投票しやすい環境、投票環境の向上につながるような取り組みができることを要望させていただきましたが、なかなか進んでいないのが現状ではないでしょうか。選挙の投票率の向上を目指す対策を講じ市民の関心を集めることによって、市政や都政、国政への関心も高まることに付随して、より活気ある東大和市になるのではないかと考えております。

そこで伺いいたします。

①といたしまして、平成29年第3回定例会での一般質問以降、どのような検討がなされたのか伺います。

②といたしまして、投票率日本一を目指すための対策についてお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種事業の実施状況についてであります。高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づき、肺炎球菌による高齢者の侵襲性感染症の予防の必要性の観点から、B類疾病として平成26年10月に定期予防接種とされたものであります。

平成26年度から平成29年度までの4年間の実施状況は、対象者数は1万8,739人、接種者数は7,368人となっております。

次に、接種率向上に関する取り組みとその成果及び課題についてであります。接種率向上につきましては、対象者への通知のほか、市報や市の公式ホームページ、健康づくりカレンダーなどにより周知の充実に努めております。

成果につきましては、平成26年度から平成28年度までの3年間におきまして、いずれの年度も東京都及び北多摩西部の平均値を上回る接種率となっており、定期接種による肺炎の予防など、高齢者の感染症予防対策に一定の効果があつたものと推測しております。

課題につきましては、定期接種対象者のうち未接種の方にワクチンの接種の効果を知っていただき、期限内にワクチンを接種していただくため、周知方法や内容などを強化することが必要であると考えております。

次に、平成31年度以降の定期接種の対象とならない市民の方への対策についてであります。国は、平成31年度以降の定期接種の対象者について議論するに当たり、厚生労働省が設置する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において技術的な観点から検討を行うことを方針として平成29年5月に決定しております。平成30年8月に開催されました小委員会においても検討が継続して行われたとのことであります。

市では引き続き小委員会の検討内容など情報収集に努め、平成31年度以降の定期接種の対象とならない市民の方への対策につきましては、今後策定される国の方針を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者標準社会への市の取り組みと現状及び課題についてであります。高齢者標準社会とは、高齢者の身体・認知能力の水準をインフラ整備等の標準とする社会を示す言葉であります。高齢者人口の増加を背景に東京大学政策ビジョン研究センターが提示した概念であります。その対象には社会のハードのみならずソフトまで広く含まれるものであります。

市の取り組み及び現状としましては、高齢者等の移動円滑化のための段差解消など、個々の施策が高齢者標準社会の実現に寄与しているものと考えております。

高齢者標準社会は比較的新しい概念であり、対象となる領域も非常に広いことから、国や東京都においても具体的な施策の展開に至っておりません。このため、課題について言及する段階ではなく、現在は情報収集を行っている状況であります。

次に、身体障害者補助犬法における現状の認識についてであります。平成14年に施行された身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関、不特定多数の者が利用する施設等を管理する者は補助犬の同伴を拒んではならないとされ、障害者の自立と社会参加が促進されております。

平成28年に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務となったことにより、補助犬に対する認識も一層深まっているものと認識しております。

次に、身体障害者補助犬法の周知、普及啓発の取り組みについてであります。市では毎年12月の障害者週間にあわせて市役所市民ロビーにおいて障害者理解のためのパネル展示等を行っており、その際、身体障害者補助犬について知っていただくためのパネル展示やリーフレットの配付を行っております。また、市公式ホームページにより周知啓発を行っております。

しかしながら、全国的には障害者差別解消法施行後も補助犬を同伴した障害者が受け入れ拒否される事例が多く発生しているとの報告もあり、今後さらなる周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急道路障害物除去路線や急傾斜地の安全点検についてであります。緊急道路障害物除去路線は、人命救助や被災者支援に必要となる緊急輸送を確保するため、道路損壊の復旧や放置車両の撤去などを優先的

に行う路線として認定されているものであります。これらの路線につきましては、発災後に市職員の巡回等により被害状況を把握し、救援ルートを確保する道路啓開に着手するものであります。

急傾斜地につきましては、東京都が土砂災害防止法の規定に基づく基礎調査を実施し、平成30年8月に調査結果を土砂災害警戒区域等の指定に向けて公表しております。今後関係住民への説明会が開催され、平成31年度中を目途に土砂災害警戒区域等の指定が見込まれております。

次に、ブロック塀診断の補助金制度についてであります。平成30年6月時点の調査であります。東京都内でブロック塀の診断費用に対して助成している団体はありません。

今後も各市の対応状況の把握に努めるとともに、ブロック塀の所有者に対する注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、狭山2・3丁目の通称日立住宅の南側が大規模災害に見舞われた場合の避難経路の確保についてであります。避難場所への避難については任意の経路を利用することを原則としています。大規模な災害によっては避難経路が絶たれることも想定し、狭山緑地内の通過も視野に入れ、個人や地域で身の安全を第一に避難経路を確認しておくことができるよう周知等に努めてまいります。

次に、ハザードマップの公表についてであります。平成30年8月に浸水予想区域図、いわゆるハザードマップを作成、公表しております。また、東京都が土砂災害警戒区域等を指定した場合、市の地域防災計画において警戒・避難体制に関する事項を定めるほか、土砂災害に係るハザードマップが必要になります。このため、土砂災害警戒区域等の指定の状況を踏まえ、ハザードマップの見直しに取り組んでまいります。

次に、西日本豪雨並みの総雨量があった場合の空堀川や奈良橋川流域の被害想定についてであります。現時点で具体的な被害を想定することは困難であります。

東京都が平成17年に作成しました空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図は、総雨量589ミリ、時間最大雨量114ミリの東海豪雨が降った場合のシミュレーションが示されておりますが、2メートル以上の浸水区域が広範囲に予想されております。西日本豪雨では総雨量が1,000ミリを超えた地域もあり、相当な被害が想定されるものと考えております。

次に、災害に即した一時避難場所のあり方についてであります。地震、水災害、土砂災害など、災害の種類に応じて適切な避難場所を指定する必要がありますが、現在の地域防災計画では地震災害を想定した避難場所の指定のみを行っております。

このため、地域防災計画の改正にあわせ、災害に即した避難場所の指定についても検討してまいりたいと考えております。

次に、防災教育の促進と地域防災力の向上に役立つマイ・タイムラインの推進についてであります。災害発生の予測が困難な地震と異なり、洪水は台風の進路や降雨の状況などをもとに氾濫発生までの事態の進行が予測できることから、時間軸に沿ってあらかじめ予防行動を整理しておくタイムラインについて、主に鬼怒川・小貝川流域の地域で推進されております。手法などにつきましては今後研究してまいりたいと考えております。

次に、平成29年第3回市議会定例会での一般質問以降の投票率向上対策についてであります。移動期日前投票所や移動支援に関し、26市における選挙管理委員会連合会の委員長会議や局長会議などで他市状況を調べ、また東京都選挙管理委員会事務局からも情報を収集しております。

投票制度につきましては、公職選挙法の趣旨や原則に従って運営・運用していかなければならないと考えて

おります。

次に、投票率向上を目指すための対策についてであります。選挙権は年齢満18歳以上の日本国民に等しく公平に与えられた唯一の参政権であります。民主主義の根幹を形成するものであります。したがって、一人でも多くの有権者に投票していただくことが重要なものであると認識しております。そのためには、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が連携し、その意思を実行していくことが重要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1番、高齢者肺炎球菌ワクチンについてでございます。

肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加しております。中でも在宅で普通の社会生活を送っている人に発症する肺炎において最も多いのが肺炎球菌性肺炎であり、ワクチンによる予防が重要であると考えておりますけれども、そのまず詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 高齢者肺炎球菌感染症は予防接種法のB類疾病に平成26年7月に追加され、10月から接種が開始されたものでございます。

このB類疾病の予防接種は主に個人予防の目的のために行うものであることから、予防接種の対象となる方にはみずからの意思と責任で接種を希望する場合に接種を受けていただくこととなります。対象となる方は、65歳の者、60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者とされており、いずれもこれまで23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は対象者から除外されることとなっております。

また、予防接種の特例としまして、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、65歳の者につきまして、65歳から100歳まで5歳刻みの方について、その年齢に達する年度の初日から当該年度の末日までにある者という形となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

平成26年度から平成30年度のこの5年間は経過措置期間として5歳刻みごとの年齢になる方が予防接種の対象となっているわけでございますけれども、平成26年度からの各年度ごとの対象者と接種者状況について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 各年度ごとの状況についてであります。平成26年度、対象者は4,651人、接種者は1,911人、平成27年度、対象者は4,673人、接種者は1,794人、平成28年度、対象者は4,704人、接種者は1,827人、平成29年度、対象者は4,704人、接種者は1,834人となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今のこの4年間の数字を足しますと、先ほどの市長御答弁にありました対象者数が1万8,739人で、接種者数が7,368人となるわけでございますね。これを計算すると接種率が39.3%となるわけですが、それではこの②番の接種率向上に関する取り組みと、その成果や課題についてに移りますけれども、こちらの②番にも絡

んできますけども、先ほどの市長の御答弁で当市は接種率が高いということでしたけども、その詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都多摩立川保健所の保健医療福祉データ集によります65歳の方の接種率についての数値となりますけれども、平成26年度、当市は41.3%、東京都は31.6%、北多摩西部圏域は26.8%、平成27年度は当市は38.4%、東京都は24.5%、圏域は27.7%、平成28年度、当市は38.4%、都は31.7%、圏域は33.8%となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。御担当部署の皆様の御努力によってこの接種率が高いということは認識をさせていただきました。

それでは、対象となる方への通知など、案内はどのようになされているのか、詳細についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 対象者となる方への御案内についてでございますが、個別に予診票と予防接種のお知らせを送付し御案内のほうをしております。また、市報や市公式ホームページに掲載するとともに、市内の医療機関等にポスターの掲示の依頼を行い、市民の方への周知を図っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 個別通知によって定期予防接種をお知らせをしているということを理解をいたしましたけども、確かにこの医療機関でポスターの掲示を目にいたしますけども、そのポスターや市報を見て勘違いをして、対象でない年度に接種をしてしまったらどのようになるのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 対象とならない年度に接種した方については、定期の予防接種ではなく、任意の予防接種となります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、定期予防接種と、この任意予防接種の違いについて教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 任意予防接種は、予防接種を受ける方と予防接種を行う医師との相談によって判断し行われる仕組みとなっているもので、市など行政が勧奨するものではないことが定期予防接種と異なります。また、予防接種による健康被害が発生したときの救済についての適用が予防接種法ではなく医薬品医療機器法によることも異なる点となります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 補償の内容も違ってくるといことだと思えますけども、それでは、何らかの事情によって定期予防接種となる年度に接種ができなかった方などに対する市の取り組みについてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 市では、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種となる以前の平成24年度から任意予防接種として費用の一部を公費負担で助成のほうを実施しております。

平成26年10月に定期予防接種となった後も、平成27年度から平成30年度までの予定で、定期予防接種の特例の対象とならない方のうち、65歳以上で過去に公費助成による高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で障害や疾病を有し医師が必要と判断した方に対し任意予防接種を実施し、費用の一部の公費負担を行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

自己負担額の違いについても教えていただいてもよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 自己負担額の違いについてでございますが、定期予防接種は自己負担額が5,000円、任意予防接種の場合は自己負担額が6,000円となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

任意接種費用の公費負担に取り組んでいることについて理解をさせていただきましたけども、他市の状況について把握されているようでしたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 26市のうち任意接種費用の公費負担を実施しているのは、八王子市、立川市、府中市、昭島市、日野市、西東京市の6市となっております。共通な対象としては、65歳以上の方で公費の助成を受けるのが初めてという形になっております。自己負担額は、4,000円が八王子と昭島、日野、5,000円が立川、府中、西東京となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

実施する市が少ない中で、本市においては取り組んでおられることに関して評価をいたします。

それでは、③の平成31年度以降は対象者が65歳のみになる予定であり、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることになるが、接種できなかった市民のための対策としての救済措置についてに移らせていただきますけども、経過措置期間の終了後の対象者については、市長の御答弁で国において検討中とのことでしたけれども、検討内容について把握されていることがございましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省のホームページによりますと、平成30年8月1日に開催された小委員会では、再接種を含む複数回接種の有効性、安全性、医療経済学的評価及び海外の予防接種プログラムにおける再接種の位置づけに関するファクトシートが資料として提出されておりました。

資料には、委員会の考え方について、再接種による臨床的な有効性のエビデンスは明確になっていないが、症例によっては追加接種を繰り返すことを考慮してもよいと考える記載がありましたことから、今後具体的な検討がされていくものと推測しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 今後も国の動向に注視をしていただきたいというふうに思いますけども、対象となるこの高齢の方の中には、対象年度や経過措置期間に関係なく、生涯1回であればいつでも好きなタイミングで助成が受けられる、5年後にまた機会があるなど、誤った理解による思い込みを持つ方が少なくないというふうに認識をしております。

平成31年度以降の対象者について国の決定がまだなされていないことから、予防接種を希望する方が接種の機会を逃さず今年度中に接種するよう周知を充実していただきたいというふうに思いますけども、市の見解をお尋ねいたします。

○健康課長（志村明子君） 肺炎による死亡者の多くを占める65歳以上の高齢の方にとって、肺炎球菌ワクチンは肺炎や重症化の予防に有効であると認識しております。肺炎球菌は、肺炎のほか、髄膜炎、中耳炎、気管支炎など多くの病気の原因にもなり、またインフルエンザのシーズンには肺炎球菌による肺炎が特に多くなると

言われております。

特例としての経過措置期間が平成30年度までとなっておりますことから、接種を希望する方には期間内に確実に接種していただけるよう、医師会など関係機関と連携、協力し、情報提供の工夫や充実について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 一人でも多くの方が今年度中に接種できるようにお願いをしたいと思います。

それでは、この項目最後の質問となりますけれども、この平成31年度以降に関しては、国の動向を見て、接種できなかった方への対策は考えていかれることであろうかというふうに思いますけれども、この対象者が65歳のみ限定された場合、平成26年度から平成29年度までのこの4年間でも未接種の対象者が1万1,371人いらっしゃるわけでございます。やはり何らかの救済措置が必要ではないかというふうに考えるわけですが、今回の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種には、先ほども壇上で述べましたが、大きな医療費削減効果も期待されております。

公開されております厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会報告書では、高齢者肺炎球菌ワクチンを毎年65歳の方全員に接種した場合、1年当たり5,115億円の保険医療費が削減できると試算されております。当市にこれ当てはめて算出してみますと、平成21年の65歳の人口が174万7,000人、これをもとに算出をさせていただきますと、5,115億円割ることの174万7,000人で1人当たり29万2,790円、10円以下は四捨五入させていただいておりますけれども、となります。それにこの4年間の未接種者1万1,371人のうち10%の方が接種をしたと考えた場合、1,137人の市民が接種ができたとする、29万2,790円掛ける1,137人で、1年間で約3億3,290万円の保険医療費が削減されるものと推測されます。

医療費削減の観点から、救済措置について再度、市の見解をお伺いいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） この肺炎球菌ワクチンの接種によりまして、国におきましても、国の死亡原因に大変肺炎は上位になっているということも承知はしてございます。このようなことから定期予防接種化が進んできたということで、当市におきましてもこの定期予防接種化の前からそういったことを実施してきているという状況でございます。

先ほどの答弁と若干繰り返しになりますけれども、国におきましても予防接種基本方針部会のワクチン評価に関する小委員会、こちらのほうの資料によりまして、ワクチン効果の持続性ですとか接種間隔、こういったところの効果・効能というところも検討されておりますし、海外の状況等も報告をされているというふうなことで承知はしてございます。

また、実際に実施をすることになりますと、市の医師会ですとか、そういった方々との調整等も必要になってくると思いますので、国の動向等も注視しながら、医師会等とも少しお話しをしてみたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、進めていただければというふうに思います。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、高齢者の肺炎予防とワクチン接種による肺炎の医療費削減が期待され、国が導入したものだというふうに思います。接種率の向上は、当市の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、保険医療費の削減という形で財政にも返ってまいります。接種率を上げていく取り組みは引

き続き積極的に行う必要があるというふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2項目の社会的弱者にやさしいまちづくりについてに移らせていただきます。

①の高齢者標準社会への当市の取り組みと現状や課題についてでございますけども、少子高齢社会の中で、元気で病院要らずの高齢者もふえており、その数は65歳以上で約7割、75歳以上で約5割と言われております。とはいっても、年齢に伴う身体能力や認知能力の低下は避けられません。

高齢者標準社会は、社会に元気な高齢者がふえていることを踏まえ、これまで健康な成人に合わせて考えられてきた社会のさまざまな構造やシステムを高齢者の身体能力や認知能力を水準として見直していこうというものでございます。

先ほどの市長の御答弁にありましたように、対象が広いので、今回はハードの面を中心にお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずは信号機のことについてお伺いをいたしますけども、歩行者用信号機の時間設定というのはどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和警察署に確認しましたところ、信号機の横断歩道の歩行者青信号の設定につきましては2通りございまして、標準としましては、横断歩道の距離に対しまして1秒で1メートルの歩行速度で設定されてございます。例えば10メートルありましたら10秒というのが標準となっております。交差点によっては若干修正しているところもあるということでございます。

2点目が、高齢者の施設が近くにございまして高齢者が多く通る動線にもなっている信号機につきましては、高齢者の歩く速度を基準として、横断歩道の距離に対しまして1秒を0.7メートルの歩行速度で設定されているものであると聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

御高齢の方から、信号機の青信号の時間が短くて渡れない、渡るのが怖いなどといった声をよく伺うわけでございますけども、市内に高齢者を標準としてこの青の時間を設定している箇所というのはありますでしょうか。なければ、今後行う予定はあるのかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） そのような設定してある信号機があるのかということでございますが、警察署では市内にそのような設定がしてある箇所はないとのことでございます。

また、ない場合の今後の予定についてでございますが、警察署によりますと、要望や現地の状況を見て所轄の警察署、ここでは東大和警察署になりますが、所轄の警察署で判断し、必要となった場合には警視庁本部の交通管制課に上申するというところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、武蔵大和駅西交差点では確認をしておりますけども、市内にこの歩行者用信号機の青の延長ボタンがついている交差点は何か所で、どこに設置してあるのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内に4カ所ございます。青延長用押しボタンつき信号機といしまして、横断歩道を渡る前に信号柱等にございますスイッチ等を押す、またはタッチすることにより数秒間延長されるものでございます。設置場所につきましては、4カ所のうち1点目が、都道のりそな銀行前の東大和市役所入口の信号機についてでございます。2つ目が都道128号線と市道第3号線やまもも通りの交差する武蔵大和駅西交差点、

先ほど議員がおっしゃったところでございます。3つ目が上北台駅北側の新青梅街道と芋窪街道が交差する箇所の上立野東交差点でございます。4つ目が第七小学校の西側の都道3・3・30号線、芋窪街道を横断する箇所の七小東交差点でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 4カ所設置されているということでございますけれども、青信号の延長ボタンを市内の主要な交差点につけることはできませんでしょうか。また、今後つける予定の箇所はあるのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和警察署に確認させていただきました。設置できるのかということでございますが、具体的な場所を示していただければ現地調査を実施し、高齢者が多く通る場所であることを含めて必要であると警察署で判断した場合は、警視庁本部に上申するというところでございます。

また、今後つける予定の箇所はということでございますが、現在はございませんが、今後要望や現地の状況を見て所轄の警察署で判断することになるということでございます。

また、市におきましても、感应式信号機というのもございますが、感应式信号機が必要である、また青信号の延長ボタンの信号機が必要である等の要望がございましたら警察署に設置を要望したいということで考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よろしくお願いをしたいと思います。

次に、点字ブロックについてお伺いをいたしますけれども、点字ブロックの設置基準について教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 点字ブロックにつきましては、正式には視覚障害者誘導用ブロックと申し上げます。こちらにつきましては設置基準がございまして、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説というものが日本道路協会から出ております。こちらを準用しなさいということになってございます。

また、東京都福祉のまちづくり条例の基準の中で、視覚障害者が多く利用する道路には視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること、また黄色を原則とすることということになってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

市内には歩道と車道の横断部の歩道巻き込み部に施工しておりますけれども、まだ設置されていない箇所を目にいたします。点字ブロックの動線として、歩道通行箇所を横断的に設置していくことが必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 最近の市の道路整備におきましては、必ず視覚障害者誘導用ブロックを設置してございますが、市内には古くに整備しました都市計画道路や歩道のある道路には視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があることは承知してございます。今後予算の範囲内でバリアフリー化を含めて設置していきたいということで考えてございます。

また、毎年歩道改良工事を実施して段差の改良工事を実施してございますので、そちらのほうでも引き続き実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。よろしくお願いをいたします。

生活道路の改善について次にお伺いいたしますけれども、例えばこの清水神社の西側の道路など、舗装が傷んで社会的弱者には歩きづらくなっている箇所がありますけれども、今後そのような生活道路も整備していくべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内の生活道路におきましては、舗装してから数十年経過している箇所が数多くございます。経年劣化によりまして舗装面に凹凸ができ、歩きづらい箇所があることは承知してございます。

数年前までは幹線道路の舗装補修を中心に実施してきてございましたが、その後は生活道路の舗装改良も行ってきました。例えば第二小学校、第二中学校の東側の市道第461号線や南街6丁目の末広公園前の市道第605号線が改良済みでございまして、平成30年度からは南街5丁目地区の道路改良工事を順次整備していくこととしてございます。

今後につきましては、舗装整備の計画を策定しまして、優先順位を決めて生活道路の整備を行っていきたくと担当課では考えてございます。また、舗装の劣化がひどくてもすぐに整備できる状況ではない路線につきましては、部分的な補修で対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） いつも迅速な対応に感謝を申し上げます。よろしくお伺いをいたします。

それでは、道路のインフラなどハード面において、今後の高齢社会を見据えて市としてどのように考えていくお考えなのかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当市におきましては、道路の整備につきましては昭和40年代から整備を進めてきておりまして、現在では市内全域について道路の整備をほぼ終えているということで認識してございます。

しかしながら、近年は経年劣化によりまして道路の傷みによる道路改良や舗装改良が課題となっており、高齢者人口が増加し、バリアフリー化の整備が必要とされてございます。

道路整備は費用が膨大になることと、路線数が多いことから、短期間で全ての道路が安全で使いやすい歩行空間にすることは困難でございますが、市としましては、全ての道路を高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に通行できるようにすることが必要であると考えてございます。

具体的な整備につきましては、毎年予算の範囲内で整備を行っていくということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほどの私の答弁の中で間違いがございましたので、1点訂正させていただきます。

市内に歩行者用信号機の青の延長ボタンがついている交差点は何カ所あるかというところでございますが、七小東の交差点にあるというところで、第七小学校西側の都道3・3・30号線、芋窪街道を横断する箇所と申し上げましたが、第七小学校東側のということの間違いでございました。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、引き続き再質問させていただきます。

バリアフリー法の改正案がこの5月に参議院本会議で可決、成立し、高齢者や障害者が安心して移動できる環境づくりを加速させることとなります。

一部内容の説明をさせていただきますと、市町村に対しては、このバリアフリー方針の作成、重点的に取り組む地域を定めるよう努力義務を課す、高齢者や障害者も参画したバリアフリーの取り組みを評価する協議会を市町村に設置する、バリアフリー化に向けたマスタープランの策定を市町村に求めるというものでございますけれども、この改正バリアフリー法で市町村でしっかりやっていくことになるわけでございますけれども、そのあたりの考えについて市の見解をお尋ねいたします。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 今回の改正につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としました共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずるものとして改正されたものでございまして、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組みの強化がうたわれてございます。本年5月の法改正から6カ月以内に施行されるものでございまして、まだ具体的な情報が市には来てございません。

市としましては、国や東京都からの情報提供や指導、各市との情報交換や連携を図りながら、今後の動きを注視していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

先ほど内容の説明をさせていただいたこの改正の中で、高齢者、障害者と参画しながら考えていくというふうになっておりますけれども、その辺の検討はされているのかお尋ねいたします。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 高齢者や障害者も参画し、バリアフリーの取り組みを評価する協議会を市町村に設置すると改正内容でございますが、具体的な情報がまだ来ていないため、現在のところ検討はしておりません。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 将来的には、この高齢者や障害者も参画した中で道路のインフラを考えていくべきだというふうに思いますけれども、再度この市の見解をお尋ねいたします。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現在におきましても、高齢者や障害者の方から道路の改善についての要望はございまして、できる限り対応しているところでございます。

今後高齢者や障害者の方等の御意見を聞きながら道路のインフラ整備を行っていくことはやぶさかではございませんが、改正バリアフリー法施行も踏まえ検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** よろしくお願いをいたします。今後ますます高齢化が進んでいくわけですので、社会的弱者にやさしいまちになりますようによろしくお願いをいたします。

では、②の平成14年に身体障害者補助犬法がスタートして、スーパーやホテル、レストラン、公共交通機関などで補助犬の同伴が認められたが、当市の現状や認識についてに移りますけれども、余りこの市内において補助犬を見かけることがありませんけれども、市内にはどれくらいの補助犬がいるのか把握しているようでしたら教えていただけますでしょうか。

○**障害福祉課長（小川則之君）** 身体障害者補助犬の給付は東京都が行っておりますので、市では実数は把握しておりませんが、国の資料によりますと、東京都全体で盲導犬が103頭、介助犬が9頭、聴導犬が13頭となっ

ております。

実際の相談業務を通じて把握しておりますのは、市内では盲導犬を利用している方が2名、聴導犬を利用されている方が1名おります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 市内で利用されている方は盲導犬が2名で、聴導犬が1名とのことでしたけども、この補助犬それぞれの役割について教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 身体障害者補助犬には3種類ございます。まず盲導犬でございますが、視覚障害者が主に外出する際の支援を行います。具体的には、障害物を避け、信号で停止するなどの危険回避の支援を行います。次に、聴導犬は聴覚障害者の日常生活の中の必要な音を知らせます。具体的には、室内では玄関のチャイムや目覚まし時計の音を知らせたり、外出先においては救急車のサイレン等の危険を意味する音を察知して利用者の方にお知らせするというような支援を行います。介助犬は、車椅子などの肢体不自由の方の日常生活の動作をサポートします。具体的には、手の届かないところにある物を拾うですとか衣服の着脱あるいは緊急時の避難、救助の要請などを行います。いずれも身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特定の訓練施設でユーザーの指示に従って常に適切な行動をとるよう訓練を受けている犬であります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今回この補助犬を取り上げさせていただいたのは、身体障害者補助犬法が16年も前にスタートしているにもかかわらず、市内の飲食店や医療機関などでもこの補助犬ステッカーが張ってある店舗はまだまだ少ないように感じたからでございますけども、この理由についてわかるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 身体障害者補助犬法では、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が利用する施設、飲食店や商業施設や病院などに対して補助犬ユーザーと補助犬の受け入れを義務づけております。したがって、このステッカーが張られている場所だけが受け入れ可能ということではなく、このステッカーの意味合いとしては、その施設が積極的に受け入れていることを表明したり、あるいは一般の方への理解を促すというためのものであるということでもあります。こういう点から、ステッカーを積極的に張るという施設がまだ少ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。ありがとうございます。

このステッカーが張られている場合だけがこの受け入れ可能なわけではないということでもございました。理解はしましたけども、それでもこの受け入れ拒否の事例がまだ数多くあるとの市長の御答弁でもございました。なぜそのような事例が減らないのでしょうか。それについて教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 日本盲導犬協会で盲導犬ユーザー170人の方に聞き取りを行った調査の中では、障害者差別解消法施行後の1年間の中で延べ210回以上の受け入れ拒否があり、半数以上の方が受け入れ拒否を経験されたということもございます。

その背景といたしましては、補助犬がきちんと訓練を受けた犬であるということがまだ周知されておらず、ペットの犬と同様の扱いをする施設等がまだまだ多いということが一つ、それから補助犬のユーザーが逆に社会進出が進んで外出先が多岐にわたって、これまで受け入れ経験がない施設等でのトラブルになるということなどが考えられます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、③の補助犬法では、この3種類の補助犬に認定制度を設け、認定証の携帯、そして補助犬への表示を義務づけているが、当市の補助犬法の周知徹底や普及啓発の取り組みについてに移りますけども、補助犬であることは周囲からわかるようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 身体障害者補助犬法では、補助犬は補助犬であることがわかるように胴衣などで表示することが義務づけられております。盲導犬にはハーネスという器具を取りつけるようになっております。聴導犬、介助犬はそれぞれ胴衣に介助犬であったり聴導犬であるという表示をすることが義務づけられております。

また、補助犬のユーザーは認定証や補助犬の健康手帳を携帯するというのも義務づけられております。補助犬かどうかの確認が必要な場合には、事業者の側から補助犬の使用者に対して認定証等の提示を求めるともできるというふうに規定されております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、周知についてお伺いをいたしますけども、市長の御答弁では、このパネル展示やリーフレットの配付を行っているとのことでしたけども、それ以外に周知に取り組んでいることがありましたら教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 12月の障害者週間にあわせて、イベントとして障害者理解促進事業を毎年実施しております。平成25年度に聴覚障害をテーマに実施した際に聴導犬のデモンストレーションを行いました。非常にこういう形で実際に聴導犬に触れたりというようなことを通して聴導犬の役割を知ることができました。このような体験的な取り組みも必要であるというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） とてもいい取り組みだというふうに思いますので、今後に期待をしたいというふうに思います。

それでは、この項目最後の質問となりますけども、先ほどの市長の御答弁で、今後さらなる周知啓発に努めるとありましたけども、どのようなことを考えていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 国において補助犬法の周知のためのリーフレットを作成しております。一般用と医療機関用の2種類がございますので、今後商工会や医師会等を通して配付に取り組んでまいりたいと考えております。また、市の公式ホームページにおいて補助犬ステッカーの利用促進等についても周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお祈りを申し上げます。

私たちの誰もが障害者になる可能性があるわけでございます。また、誰もが同じように年を重ねていくわけでございます。人ごととしてではなく、障害者や高齢者にとってやさしい社会とは何かを一人一人が考えていくことが大切ではないかというふうに考えますので、社会的弱者にやさしいまちづくりが進むことを期待して、次の項目に移りたいと思います。

それでは、3番、災害対策についてお伺いをいたします。

いっどこで経験したことのない災害が発生するかわからない昨今において、安心・安全に暮らせるまちづくりが喫緊の課題となっております。担当部署の皆様は特に大変かと思えますけれども、よろしくお願いをしたいと思えます。

①の緊急道路障害物除去路線や急傾斜地の安全点検の内容についてでありますけれども、緊急道路障害物除去路線の目的について教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 緊急道路障害物除去路線の目的についてでございますが、地震時に道路や橋梁等の構造物が破損したり、倒壊した建物、電柱、落下した看板などの障害物により緊急車両の通行に必要な上下線1車線の交通路を確保するため、緊急道路障害物除去路線における路上障害物の除去及び道路の応急補修を優先的に行うものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、緊急道路障害物除去路線の安全対策はどのようにされているのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 安全対策ということでございますが、職員が道路パトロールの中で緊急道路障害物除去路線の都道を除く9路線を含めまして市内全域を随時確認しているというような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、緊急道路障害物除去路線の緊急時でのこの対応はどのようにされているのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 被害状況を確認し調査を行い、東大和建設同友会等の協力を得ながら速やかに応急復旧措置を講ずるというものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では次に、急傾斜地についての安全点検について教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 急傾斜地崩壊危険箇所でございますけれども、土砂災害のおそれがある危険な箇所を明らかにし、住民に周知することを目的に公表されているものでございます。

安全点検につきましては当該急傾斜地の所有者や管理者が行うことになっておりますので、市では行ってございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） この急傾斜地については、8月23日に土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果が公表されましたけれども、今後この土砂災害警戒区域に指定された場合は、市ではどのような対応をするのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害警戒区域等に指定された場合につきましては、まず市の地域防災計画の中に警戒避難体制に関する事項を定めるほか、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップなどの作成をする必要があると考えてございます。これらの対応をすることになると認識してございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。ハザードマップについては後ほど改めて伺うことといたしますけれども、次に②のブロック塀診断の補助金制度について伺います。

市長の御答弁では、ことしの6月時点の調査では東京都内でブロック塀の診断費用に対して助成してる団体はないとのことでありましたけれども、八王子市ではこの9月の定例会において診断や撤去費用の助成について

計上する予定だというふうに伺っております。

あの大阪北部地震での痛ましい事故により改めて補助制度を検討する動きが出てきていると考えますけれども、本市として進める考えはありませんでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） ブロック塀につきましては、その所有する個人また事業所等のみずからの責任において管理をしていくものだという認識がございます。したがって、現在のところ、ブロック塀の診断に対しての補助金の制度の創設などは現在実施する予定はございません。

市といたしましては、まずは所有者の自発的な、主体的な取り組みを促すような、例えば安全点検のポイントを示した情報の提供など、そういう周知をまずはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） このブロック塀に対する補助金制度につきましては以前にも質問させていただきましたけれども、そのときも私有財産だから予定はないとの御答弁でございました。ブロック塀を維持管理することが所有者の責任であることは承知しておりますけれども、地震が発生してブロック塀が倒壊した場合、避難や救援活動に支障が出ることは間違いないと思われまので、ぜひこの補助制度の検討をお願いしたいと思えます。これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、③について伺いますけれども、狭山2・3丁目の通称日立住宅と言われている地域ですが、この地域の南側が大規模火災に見舞われた場合に避難経路をどう確保すればいいのかという質問を地域にお住まいの方から受けたのですが、答えに困ってしまったというのが現状でございました。

市ではどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 避難経路の確保ということでございますけれども、避難場所などに避難する場合、災害状況に応じて臨機応変に対応しなければなりませんので、任意の経路を利用することを地域防災計画では原則としてございます。このため、身の安全確保に努めて、火災現場などから離れて避難することになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） この一時避難所に指定されている学校などは日立住宅の南方面にありますので、南側で大規模な火災が発生した場合、避難場所に行こうと思っても避難する経路が確保できないというふうに思うのですが、避難場所に行くための経路が必要なのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 南方面に進むための避難経路が確保できないという場合のことでございますけれども、身の安全確保に努めまして、北側や東西の方向に向かって避難することになると思われますし、場合によっては狭山緑地内を通して避難するということもあり得ると考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） そういったこの避難経路は、市のほうで事前に幾つかの避難経路のパターンをつくって地域の皆さんに周知する必要があるのではないかというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 大規模火災等の災害がどのような場所で発生するのか予測することが困難でございますので、やはり基本的には個人や御家族、それから地域の方々に避難経路について考えることが大事であると考えてございます。そうしたことについて日ごろから考えていただけるような周知には今後とも努めてま

いりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） やはりこの自助、共助が大事であるということを理解をいたしましたけども、この周知についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、次の④のハザードマップの公表についてお伺いをいたします。

ハザードマップにつきましては、我々公明党といたしましても早期の作成をたびたび要望してきたところでございますけども、できたことによって一定の評価をさせていただきます。

市民にはどのように周知をしていくのでしょうか。また各世帯への配付などはできないものでしょうか。お伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 今回作成したハザードマップは2,000部ほどしか作成しておりませんので、現時点で各世帯への配付は予定してございません。

今のところ、防災安全課の窓口、市民ロビー、それから各市民センターなどの公共施設で配布を行うほか、市のホームページからダウンロードができるように調整してございます。周知につきましては、市のホームページ、ツイッター、市報におきましても今後周知をする予定でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 初めのこの急傾斜地の質問のところ、土砂災害警戒区域等に指定されるとこのハザードマップを作成する必要があるということでございましたけども、今回公表したものと違う内容になるのでしょうか。お伺いをいたします。

○総務部長（阿部晴彦君） ハザードマップにつきましては、これまで東京都が進めております土砂災害警戒区域等の指定がなされた場合にハザードマップの作成が必要になるということから、それを受けて、市では地域の防災計画の改訂などとあわせて作成する方向で調整を進めてまいりました。

昨今、台風や大雨など、全国各地で災害が発生する状況であることから、東大和市におきましても、現時点で提供できる資料として、他市も同様なんですけども、東京都が平成17年にシミュレーションして作成をしたデータをもとに、東大和市版のハザードマップをこの8月に作成したものでございます。

今後土砂災害警戒区域等が東京都により指定された場合には、改めてハザードマップを作成する必要があると考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今回公表されましたこのハザードマップは、東京都が平成17年に作成した浸水予定区域図をもとにしたということで、10年以上前のものでございます。現在とは浸水の状況が変わっているというふうに思いますけども、次につくり直すハザードマップには新しい浸水予想区域が反映されるのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

○総務部長（阿部晴彦君） 今御質問にもございましたような認識は私も持ち合わせております。ただし、その浸水予想区域図につきましては、東京都が作成したデータをもとに、他市も同様でございますが、作成しているのが現状でございます。

このようなことから、現在東京都は都内全域におきまして各河川の新たな浸水予想区域図を公表していくという方針で順次作業を進めているところでございます。東大和に関連します空堀川、奈良橋川を含めました河

川につきましてはまだ未定ということでございますので時期がはっきりしておりません。そういう中で、現時点においてハザードマップをまたすぐに土砂災害警戒区域との関係でつくるということになりますと、依然として平成17年の東京都のデータに基づいた区域図になると考えられます。東京都のデータの更新のされるタイミングいかんでハザードマップの作成がどのようなものになるかが変わってくるという認識でおります。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） 今回公表されたハザードマップは、次の土砂災害警戒区域等の指定箇所が掲載されたハザードマップを作成するまでのこの間の最低限の情報提供ということで公表したというふうに理解をいたしましたけれども、このハザードマップは、市民が水害時の避難や対策を考える上での重要な情報となるものがございます。ぜひ、今後のつくり直しに当たってはさらに活用できるものとして作成されるようお願いをいたします。

では次に、⑤についてお伺いをいたします。

西日本豪雨並みに総雨量があった場合の空堀川、奈良橋川流域の被害想定について、具体的な被害を想定するのは困難とのことでありましたけれども、西日本豪雨では総雨量はどのような状況だったと把握されているのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

- 総務部参事（東 栄一君） 西日本豪雨の総雨量などについてでございますけれども、内閣府によれば、西日本豪雨では6月28日から7月8日までにかけての総雨量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、7月の1カ月の降水量平均値の2から4倍になったということでございます。また、48時間雨量、それから72時間雨量につきましても、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位になったとのことでございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） 今回公表されたハザードマップは、平成12年の東海豪雨の総雨量589ミリが降った場合の浸水予想区域なわけですが、四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えたということで、想定している東海豪雨の2倍から3倍の雨量が降ったということになりますから、大変な状況になることが考えられるわけでございますけれども、市として何か対策というのは考えられているのでしょうか。

- 総務部参事（東 栄一君） 河川の氾濫につきましては、東京都が管理しておりますけれども、奈良橋川につきましては最下流の高木橋から上流に向けて拡幅工事が現在進められているところでございます。上流側につきましても順次拡幅整備が進められるものと認識してございます。

また、全国各地で水害が頻発している状況を踏まえまして、平成29年5月に水防法が改正されました。社会全体で洪水氾濫等に備える水防災意識社会、これを再構築するために、平成29年度より東京都建設局長及び都内区市町村長を協議会構成員とする東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が設置されたところでございます。

今後こうした協議会を通じまして、多様な関係部署が連携して被害を軽減するための対策について総合的・一体的に推進することになると考えてございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

奈良橋川の拡幅工事が進められていることは承知しているところでございますけれども、河川の氾濫は一自治体だけで対策できるものではありませんし、ぜひ先ほどありました減災協議会の中で十分な対策を考え、推進

していただきたいというふうに思います。

では次に、⑥の災害に即した一時避難所のあり方について伺いますけれども、今回のハザードマップを見ると、避難所に指定されている公共施設等が浸水してしまいますけれども、清水にお住まいの方から、水害が発生した場合、第四小学校が一時避難所になっているけれども、小学校も浸水しているしそこまでも行けないと思うがどうなっているのかとの質問を受けたのですが、災害に即して避難場所は違ってくるという認識でよろしいのでしょうか。その点について伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 市長答弁でも申し上げましたけれども、一時避難場所や避難所につきましては、地震や水災害、土砂災害など災害の種類に応じて適切な避難場所を指定する必要がありますけれども、現在の地域防災計画では地震災害を想定した避難場所の指定のみを行っている状況でございます。

このため、次期に地域防災計画の改正を考えてございますけれども、その際には災害に即した避難場所の指定についても検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そうしますと、今後見直しを予定しているハザードマップには、土砂災害や水害に即した避難所が掲載されるという考えでよろしいのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害警戒区域等が指定された後に作成するハザードマップにつきましては、地域防災計画においても警戒避難体制に関する事項を定める必要がありますので、土砂災害や水災害に即した避難所等を指定することになると考えてございます。このため、ハザードマップにも掲載されると考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

では次に、⑦の防災教育の推進と地域防災力の向上に役立つマイ・タイムラインの推進について伺います。

まずこのマイ・タイムラインとはどのようなものと認識をされているのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） マイ・タイムラインについてでございますけれども、災害発生の予測が困難な地震などと異なりまして、洪水等は台風の進路や降雨の状況などをもとに氾濫発生までの事態の進行がある程度予測できますことから、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し取りまとめておく住民一人一人のタイムラインであると認識してございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） このマイ・タイムラインを検討する課程で、自分の家が浸水をしてしまう、避難所まで遠いといったリスクを認識できる、いつ逃げる、誰と逃げる、危険な場所をよけて逃げるにはといった逃げるタイミングがわかる、また検討会などで意見交換することでコミュニケーションの輪が広がるといったさまざまな効果が期待できるとも言われております。防災教育の観点から進めるべきだというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 国土交通省では、台風や豪雨といった水害の危険が迫ったときに自治体や住民がとるべき行動を事前に決めておく防災行動計画——タイムラインの策定を氾濫の可能性がある中小河川を抱える1,161市町村に呼びかけております。当市ではこれに該当する市にはなってございませんので、まずは手法や効果などについて研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今御説明がありましたこの氾濫の可能性のある中小河川を抱える1,161の市町村にはタイムラインの策定を国土交通省が求めているとの話がありましたけれども、東京都内でも該当する市町村はあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） タイムラインの策定を求められている自治体は都内で10区市だそうでございます。千代田区、港区、文京区、大田区、足立区、中野区、それから多摩のほうで立川市、昭島市、町田市、狛江市の10団体でございまして、いずれもタイムラインについては策定済みとのことでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

現在のところ、国土交通省からこのタイムラインの策定を求められていないとのことではありますが、策定している市が都内にもあるということでもありますので、身近な自治体からさまざまな情報を収集して前向きな取り組みを進めていただくことを期待いたしまして、この最後の項目4、選挙の投票率向上についてに移らせていただきます。

では、①の平成29年第3回定例会での一般質問以降、どのような検討がなされてきたのかでございますけれども、まずはこの移動支援からお伺いをいたしますけれども、投票所にいらしていただく方が困難な方に対する移動支援を行った場合には一定の経費を国なりが見るという改正が行われておりますので、今後の動向を見て、あるいは東京都選挙管理委員会やほかのこの26市全体の状況を見ながら研究をしていかなければとの前回御答弁をいただいておりますけれども、市長の御答弁とダブるところもあるかと思っておりますけれども、その後どのような検討がなされたのかお尋ねをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 移動支援についてでございますが、東京都選挙管理委員会事務局からも情報を入れまして、23区、26市で現在取り組んでいる団体はないということで、また先ごろ東京都選挙管理委員会事務局自体もやはり移動支援と申しますか、こちらは移動投票所だったかもしれませんけれども、そういった類いの質問をある団体からされまして、東京のような大都市圏には現状においてはそぐうシステムではないのではないのでしょうかということをお答えしたように聞いております。

したがって、本市選挙管理委員会につきましても他と足並みをそろえていると、そういった状況でございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

なかなかやはり進んでいないというような状況でございますけれども、この2項目めの高齢者標準社会でもさまざま質問をさせていただきましたけれども、とにかくこの高齢化は進む一方でございます。投票に行きたくても行く手段がない方や、いろいろなリスクがあつて投票できない方などを一人でも減らすことなど、投票環境の向上につなげるような検討はなされていますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 移動支援ですとかそういったものにつきましては、昨年の第3回定例会でもお答えしたと記憶しておりますけれども、原則的には山間部の過疎地域というところで導入が進められたということで、先ほどと重複いたしますが、都市圏ではいかがなものかなというところがございます。

山間部の過疎地域ということで、いろいろ公共交通機関も整備がなかなか行き届かない、あるいはタクシーなどの有償運送事業者などの採算面からなかなかそういった地域に参入しにくいということがあつて、そのよ

うな地域では地域の足を確保するという目的もあって移動支援というものが進められたのかなと考えておりません。

これに対しまして、大都市圏で考えますと、公共交通網はかなり整備されておりますし、有償運送事業者につきましても非常に激しい競争下にあると。そういったところに市町村が無料の自動車を送り込んでしまうと既存業者の事業を圧迫することになるのではないかと、そういった考えもあわせ持っているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そうはいつでも、前回は質問させていただきましたけども、湖畔地域の方の当日投票場所というのは狭山公民館になるわけで、ちょこバスに乗って行ってバス停でおいて、そこからまた一山越えて公民館までいかなければいけないということで、とても歩いていけないよというのが現状なわけでございますので、ぜひ前向きに、人数が足りなくて大変だというのは十分理解をしておりますけども、考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、②の投票率日本一を目指すための対策についてに移りますけども、やはりこの選挙が盛り上がることによって市民の市政への関心も高まり、さまざまところに波及効果が生まれ、より元気な東大和市になると思うのですが、これは選挙管理委員会だけで声高々に日本一を目指しても余り効果が上がらないというふうに思いますが、全庁上げて取り組むことによってかなり効果が出るのではないかとというふうに思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 投票率日本一という非常にハードルの高い言葉でございますので、せっかくの御提案なんですけど、東大和市選挙管理委員会としてはちょっとフレーズ化ということは考えておりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほど申し上げましたとおり、選挙管理委員会だけではできないことだと思いますので、これは全庁上げてやらなければ何の意味もないかというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

先ほどの市長の御答弁に、一人でも多くの有権者に投票していただくことが重要だと。そのためには選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が連携し、その意思を実行していくことが重要であるとありましたけども、具体的にどのような連携をなされているのか教えていただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 本来、啓発につきましても選挙管理委員会のやるべき責務だということでございますけれども、そこを明るい選挙推進委員会あるいは推進協議会にお願いしているという形をとり、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会がいわゆる両輪として進んでいくという意味で、市長答弁の中にもそのようなことをうたわせていただいているところでございますけれども、具体的な動きとしましては、選挙を控えた店頭啓発等につきまして、明るい選挙推進委員さんだけではなく選挙管理委員も一緒に行動しているところでございますけれども、明るい選挙推進委員会の中では啓発部会といったものがございまして、そこでいろいろな検討が現在なされているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） どのような検討がなされているのか聞きたいところではあるんですけども、時間もあ

りませんので、この2016年に18歳選挙権が導入されて、選挙管理委員会では市内の高校に出向いて出前講座などを実施していただいておりますけれども、その内容と効果についてお伺いできますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 市内に2校ございます都立高校での取り組みについてでございますが、私どもが取り組んでおります高校における出前授業ですとか模擬投票といったものはいわゆる啓発事業ではなく、高校の授業に取り込まれている主権者教育のお手伝いという形でございます。

最初、東大和高校さんが前回の市議・市長選挙の後、東京都選挙管理委員会事務局に18歳選挙権の施行を前に何らかのお手伝いをしてもらえないかということが入りまして、東京都選挙管理委員会事務局から私どものほうに連絡が入り、まずは合同で東大和高校さんにお邪魔して3年生に出前授業を行ったところでございますが、現在は東大和高校さんについては自前で主権者教育を行っております、私どもとしては記載台や投票箱の貸し出し、それから模擬投票用紙の提供などをさせていただいております。

また、東大和南高校さんにつきましては、私どものほうから当時の副校長先生にお電話をさせていただいたところ、大変御関心を持っておられ、それが現在まで続く出前授業、模擬投票のきっかけとなったものでございます。平成28年3月2日に卒業間際の3年生の皆さんに出前授業をしまして、その後、新3年生にも出前授業と模擬投票を行い、先生方が候補者を扮してくださっているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。いろいろと御努力をいただいているということは聞いておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

若者の投票率の向上には、学校教育だけでは十分とは言えないようでございます。やはり家庭での過ごし方も大きな影響を与えていると思いますので、家庭への啓発活動も重要になってくるかと思っております。その点についてよろしくお願いをしたいと思います。

さまざまお伺いをしてまいりましたが、選挙の投票率日本一を目指してなんて、何大きいことを言うてらんだと思われる方が大半だと思いますけども、どんなことでも言い続ければ実現することもあるわけでございます。これからも機会のある限り訴えさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、市制50周年を記念して子供会議を開催するなど、さまざま検討していただきたいことはあるんですけども、それを期待して私の一般質問は終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、第5次行政改革大綱と下水道使用料などの値上げについて。

昨年1月に策定された第5次行政改革大綱では、今年度、下水道使用料や保育料、学童保育所育成料、その他使用料・手数料等の見直しを一斉に行い公表するとしています。

以下伺います。

①それぞれについて、現在の検討状況、内容と、結論に達するまでにどのようなスケジュールで進めるのか

伺います。

②この見直しの中に、東京ガス、東京電力、NTTのほぼ大企業3社だけに約2,500万円値下げした道路占用料等の値上げについて含まれていないようですが、なぜ検討対象にしていないのか、また道路占用料等改定の検討状況について伺います。

2、ごみ処理事業と家庭ごみ有料袋の値下げについて。

家庭ごみ有料化には反対です。ゴミになるものをつくらせない製造者責任の徹底を基本に、有料化に頼らないごみ減量策を推進するよう求めます。

以下伺います。

①ごみ処理事業における製造者、行政、事業者、市民等の役割と負担のあり方について、見解を伺います。

②2014年10月から有料化されて実施されている家庭廃棄物処理手数料（有料ごみ袋）については、第5次行政改革大綱でも今年度は見直しの対象となっています。当面、家庭ごみ有料袋の値下げを求めますが、いかがですか。

3、国民健康保険税の引き下げについて。

市は、国民健康保険税を6年連続で値上げをして1.4倍化を図るとして、今年度1億円を超える値上げを強行しました。来年度以降も同程度もしくはそれ以上の値上げが続くこととなります。

以下伺います。

①低所得世帯が多い国民健康保険加入世帯に、今でもサラリーマンの1.7倍も高い保険税のさらなる値上げを課す理由について伺います。

②国民健康保険税については引き下げ、負担軽減こそが求められていると考えます。市の考えと対応について伺います。

4、立川飛行場のヘリコプター騒音について。

①現状と対応について伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地は都営団地創出用地11.5万平米のほかに保育園用地として4カ所が改めて示されました。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米です。福祉の向上に役立てるべきです。

以下伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

②公共施設等マネジメント第1次アクションプランが示されました。みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地については今年度中に利活用方針を確定するとしています。検討状況を伺います。

以上です。再質問については自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、下水道使用料・手数料等の見直しの検討状況とスケジュールについてですが、検討状況につきましては、それぞれの具体的な事業経費を踏まえた受益者負担の適正な水準を把握するため、原価や他市の状況等と比較し、その検討を進めているところであります。スケジュールとしましては、

10月以降に結果をまとめ、その後に公表を予定しております。

次に、道路占用料等の見直しについてであります。道路占用料等につきましては、平成27年6月に策定しました使用料・手数料見直しに係る基本方針におきまして、本基本方針によらず見直しを行う使用料の一つとしております。これらに該当するものは、他の法令等に定めがあるもの及び準用している使用料等であることから、それぞれの状況により見直すこととしております。

次に、道路占用料等改定の検討についてであります。道路占用料等につきましては適正な賃料相当額を徴収することが基本であるとの考えから、道路法施行令の規定や東京都、他市の状況を踏まえて、地域等を考慮して調査研究を行っているところであります。

次に、ごみ処理事業における製造者、行政、事業者と市民等の役割と負担のあり方についてであります。東大和市一般廃棄物処理基本計画では、それぞれの役割について、製造者等は生産過程や販売時における廃棄物の抑制などに努め、市は環境にやさしいまちづくりを目指すため、適正な廃棄物処理の推進を図り、市民の皆様へは消費者目線から行動をとっていただく「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の実践をお願いしております。

負担のあり方につきましては、税のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い市民と少ない市民とで廃棄物の減量に応じた費用負担に明確な差が生じないことから、排出量に応じて手数料を徴収する家庭廃棄物有料化の実施により費用負担の公平性に努めているところであります。

次に、家庭廃棄物処理手数料の引き下げについてであります。家庭廃棄物処理手数料につきましては、環境省が示す一般廃棄物処理有料化の手引きに基づき、当市における家庭系廃棄物有料化方針を策定し、手数料を定めております。見直しに当たっては、事業経費を踏まえた検討を行ってまいります。

次に、国民健康保険税の改定理由についてであります。一般会計からの赤字補填の繰り入れを行っている市区町村につきましては、国からその解消に向けた財政健全化計画を策定し、国民健康保険財政の安定化に向けて取り組むことが求められております。

当市では、この赤字補填を目的とした繰り入れを国民健康保険税の急激な増加を抑えるために国が設けた特例基金の期限となります6年のうちに解消を図ることとしておりますことから、保険税について改定を行うものであります。

次に、国民健康保険税の引き下げや軽減についてであります。国民健康保険税の改定につきましては、東京都が算定します国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等に基づき必要とされる保険税率等の算定を行っております。改定に際しましては、低所得者層に配慮した応能応益割の配分を行うとともに、法令で定められております所得基準による保険税の軽減判定や、市独自の軽減策であります子育て世代に配慮した多子世帯への保険税減免措置等により負担の軽減を図っているところであります。

次に、立川飛行場のヘリコプターの騒音の現状と対応についてであります。市では、航空機騒音につきましては年2回、市民体育館屋上におきまして航空機騒音調査を実施し現状把握を行っております。

また、今後につきましては、当市を含む立川飛行場近隣8市で構成する立川飛行場周辺自治体連絡会において連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討についてであります。国有地の参議院宿舍跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応としまして、介護施設整備の必要性を考慮し、引き続き検討を行っているところであります。また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得

に向けて利用計画を策定することになりますが、具体的な検討につきましては未着手であります。

次に、都営有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、平成29年7月に決定しました東京街道団地地区地区計画に基づき、公園や運動施設などについて協議を進めていくところであります。また、都営向原団地の創出用地につきましては、東京都から北側の地域に提案されている知的障害特別支援学校の設置について引き続き協議を行っているところであります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて引き続き検討を行っております。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、行政財産としての利用、貸付、売却等を含め検討を行うこととしておりますが、具体的な進展はありません。

次に、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地の利活用についての検討状況についてであります。平成30年7月に策定しました公共施設等マネジメント第1次アクションプランにおきまして、みのり福祉園跡地の利活用方針及び第一・第二学校給食センター跡地の利活用方針を平成30年度に策定することとしております。

検討状況についてであります。みのり福祉園跡地につきましては引き続き検討を行っております。次に、第一・第二学校給食センター跡地につきましては、今後具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。それでは、再質問を行います。

まず第5次行政改革大綱と使用料・手数料等の値上げの問題ですけれども、御答弁では、検討結果を10月以降にまとめて、その後に公表するということですが、いつ議会と市民に明らかにするのかということは大変重要だと思います。

前回どうだったかっていうことですが、平成27年度の検討結果報告書、これが明らかにされたのは平成28年2月でした。18ページに及ぶもので、それぞれについて原価計算結果や他市状況などを記載されたものでした。しかし、28年2月で4月から値上げするとなればもうぎりぎり、とても市民の理解を得るための時期など残されていないという段階でした。このときは、さすがに直後の4月からの値上げではなくて、翌29年4月からの値上げを視野に検討を継続するというものでした。

その結果が明らかにされたのが平成28年度10月に報告書が発表されたわけですが、この報告書はわずか3ページ、最新の数値に基づいて原価計算をやり直していたにもかかわらず、その数値も載せられていない、前年度の報告書に基づく値上げをそのままやりますよというものでした。議会に値上げ条例出されたわけですが、最新の原価計算結果を示すべきだ、乱暴ではないかということで要求したわけですが、結局資料は提出されずに、議場で計算結果を読み上げる、これ膨大なもので、余りにたくさんあるために終わりのほうははしょってしまうという乱暴なものになりました。

今回はこういう乱暴なやり方はとるべきではない、できるだけ早期に詳細な検討結果を示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 使用料・手数料の見直しにつきましては、現在その検討を進めているところでございます。10月以降に公表する予定で進めておりますので、まとも次第公表をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 前回、29年4月から値上げのときには発表されたのは10月です。今10月以降という御答弁なんですが、前回のこの10月よりおくらせるべきではないと、発表は——というふうに考えますが、いかがでしょうか。

○行政管理課長(木村 西君) 繰り返しとなりますが、10月以降の公表を予定し、現在進めているところでございます。まとも次第公表したいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 10月以降というのは、10月、11月、12月、翌年の1月、2月、3月というふうになるわけですか。3月ということもあり得るということでしょうか。

○行政管理課長(木村 西君) 繰り返しとなります。大変申しわけございません。まとも次第、速やかに公表したいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) それは当然のことだというふうに思いますが、それがぎりぎりになったのでは責任が果たせないということになるのではないかとこのことを言っているわけです。

平成27年度の検討結果報告書が平成28年2月に発表されました。マイナンバー制度の運用開始と消費税10%増税を理由に、平成28年4月からの値上げは行わず、29年4月の改定を視野に入れて判断するというふうになりました。10月に検討結果報告書が明らかにされ、29年4月からの値上げが行われたということです。3年ごとの見直しとありますが、実際に値上げされたのは昨年4月なんですね。来年4月からの値上げでは2年後の値上げになってしまう。市民から見れば、余りに頻繁に値上げされるということになると思います。ことし見直しを行うにしても、さすがにこれを来年4月から適用して値上げするというようなことはやるべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○行政管理課長(木村 西君) 現在使用料・手数料につきましては検討中でありますことから、その検討結果を踏まえまして考えてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 去年値上げをして、また来年4月から値上げするかどうかっていうのは率直に言って課長が判断することではないというふうに思います。やはり市長がこの点どう判断するのか。来年は消費税10%増税の年です。安倍首相は必ずやらなくてはならないというふうに言っています。8%増税の影響からいまだに立ち直れていないという状況ですから、やるべきではないというふうに思いますけれども、しかし必ずやるというふうに言っている。

前回、消費税10%増税が予定されている年だということ値上げを先送りするというものでした。前回のこうした経緯からしても消費税増税の年にぶつけて値上げすべきではないというふうに思いますが、いかがですか。

○行政管理課長(木村 西君) 今回の見直しにつきましては、先ほど申し上げております検討を進めているところでございます。この段階で申し上げるということは難しいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、見直しに当たりましては使用料・手数料見直しに係る基本方針に基づいて見直すもの、それぞれの制度の考え方で見直すものがございますけれども、原価等の状況を踏まえまして、改定の必要性や改定時期につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 来年4月からの値上げは行うべきではないというふうに要求しておきます。

次に、下水道使用料についてです。

2年前、30%値上げされました。このとき市民説明会で、東大和市の持ち出しが多いのは整備時期がおくれて借金返済が多いからだというふうに説明されました。整備時期が遅くなったのは市の怠慢ではなくて、川の上流に市が位置しているために、下流域から整備するので東大和市は最後になったんだっていう説明でした。そのとき市民から、それでは現在という局面を切り取って東大和市の持ち出しは赤字が多いというのは、市のせいでも市民のせいでもないではないか、なぜ市民に負担を押しつけるのかっていう質問が出されました。私はこれ市はきちっと答えられなかったというふうに思っています。大変説得力のある指摘だったんじゃないかと思います。

平成29年度決算における使用料収入のうち、値上げによる影響額は幾らだったのか伺います。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 下水道使用料の改定における効果額でございますけれども、平成29年度の使用件数や汚水量、こちらのほうを使用して、旧の単価、こちらのほうで試算した額との比較ということになりますけれども、約2億5,800万円の増というふうに推計しておりまして、改定による一定の効果は出ているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 2億5,800万、当初、私たち試算して二億七千数百万というふうに試算したと思います。ほぼその額の効果があったということだと思います。

2年前の30%の値上げというのはかなり大幅な値上げです。これが行われたばかりで、今回また見直しの対象とするというのは、市民感情からしても大変無理があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 下水道使用料につきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づきまして3年ごとの見直しのための検討を行っているところでございます。下水道使用料の適正化を図るため、現在見直しのための検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 下水道の普及率は99.9%、全市民が毎日使っているものです。一部の市民が特に恩恵にあずかっているというものではありません。税で賄わずに使用料を徴収するっていう根拠はどこにあるのか伺います。地方自治法では、使用料も手数料も一部の者が利用するというのが徴収の根拠となっているようですが、下水道使用料についてはどうなってるんでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 下水道使用料の徴収につきましては、下水道法第20条によりまして、公共下水道管理者は条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができるとなっております。そのため、下水道条例第18条によりまして、市は公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収するとしているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は税金と使用料の二重取りではないかというふうに考えざるを得ないわけですが、このことは脇に置いておいても、想定される値上げについては賛成できません。

6月議会での森田議員への答弁で、今度値上げする際には老朽化した下水管の更新費用についても下水道使用料に反映させるっていうことでした。前回の30%の値上げは通常の運営の赤字分、つまり市の持ち出しを解

消するためにその分を使用料に転嫁するというものでしたが、今度の値上げでは、これに加えて下水管の更新の際の借金の返済についても使用料に転嫁をする。結論として、下水道会計への法定内繰り入れ以外は全て下水道使用料に転嫁するっていうものです。

下水道会計への市の繰り出しですけれども、1995年には13億8,965万9,000円でしたが、この3割値上げ前の2015年には5億1,059万3,000円にまで減少をしています。そして3割値上げ後の2017年決算では3億7,449万8,000円にまで減少しました。このうち法定内繰入金っていうのは幾らなんでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 平成9年度決算におけます法定内繰り入れの額でございますけれども、2億8,681万6,000円でございます。失礼しました。29年度決算の額ですね。失礼しました。2億8,681万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 先ほどの答弁で、法定内繰入額が2億8,000万ぐらいということでした。下水道会計全体の規模が現状21億円程度ですから、十数%以外はほぼ全て使用料で賄うということになります。しかも今後は下水管の更新費用もこれで賄うという方針が示されているわけです。まさに税金との二重取りというふうに言わざるを得ません。基準財政需要額でこの下水道の問題がどのように扱われているのかということについても聞きたくなるような状況だというふうに思います。

それで、30%2年前に値上げをして、29年度は2億5,800万円使用料収入をふやして、その結果、目的税である都市計画税が1億8,000万円余った、これを積み立てるということで議員に資料として配付されました。まさに二重取りどころか取り過ぎてしまったということにもなるんだと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 一般会計から下水道への繰出金、そして都市計画税の使い道ということに関してでありますけれども、まず下水道事業は特別会計ということで設置され、その特別会計の歳入をもって歳出に充てるというような特別会計の原則がございますので、まずは特別会計の収入でその特別会計の経費を賄う。そして、不足する部分に関しましては一般会計から特別会計に繰り出しを行うということです。

なお、その繰出金に関しましては、都市計画税の関連で申し上げますと、下水道事業は都市計画事業でありますので、繰出金の財源として都市計画税を使いましたといった整理を平成29年度決算においてはしたというところがございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 都市計画税を使い道に全部使っても余ってしまって積み立てたというのは平成29年度が初めてだということになってはいますけれども、都市計画税の収入そのものは微増でずっと推移して、平成29年度が特別はね上がったというわけではありません。やはり下水道の3割値上げによって下水道に対する繰り出しは減少するというのがこの都市計画税の使い道、全部使っても余ってしまうという事態を生み出していることは明らかだと思います。

下水道総合計画の数値を使用すると、更新費用は年間6億7,000万円に及び、これだけで5割もの下水道使

用料の値上げが必要になります。

森田議員への答弁では、今年度中に作成する下水道ストックマネジメント計画の結果を見ないと値上げ必要額は明らかにならないということでしたが、この計画はいつごろできるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 公共下水道ストックマネジメント基本計画の策定につきましては、計画策定の契約期間が平成30年6月26日から平成31年1月7日までとなっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、大体年内には明らかになるということだと思います。

東京都下水道局の経営計画2013では、アセットマネジメント手法を用いて予防保全を推進し延命化を図り、経済的耐用年数80年程度で計画的かつ効率的に再構築を実施と書かれています。また、再構築を再生工法などを活用して建設費をふやすことなく整備ペースを約2倍にスピードアップするなど書かれています。耐用年数を50年から80年に1.5倍以上に延ばし、さらに更新費用単価を半減させるということです。市のストックマネジメント計画でもこういった手法も採用して年間6億7,000万円の更新費用を大幅に圧縮しようということになるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 更新事業につきましては、東京都と規模などが異なるため同様に事業を実施することは難しいと考えておりますが、当市におきましても更生工法などの手法も取り入れながら計画的また効率的に改築更新事業を実施したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 下水道の更新事業をなるべく効率的に進めるということは、これはこれで大事なことだと思いますので、ぜひその点についてはお願いしたいと思います。

この下水道の更新で、今度の値上げではこの更新費用を値上げに反映させなくてはならないというふうに前議会で答弁されたわけですが、整備時期が遅かったからうちは繰り出しが多いんだっていうこととの関係で、東大和市より整備時期が早かった自治体、たくさんあるわけで、こうした自治体のほうがこの問題は先に生じているはずだと思いますが、他市の状況について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他市のストックマネジメント計画の状況でございますけれども、数市が策定または策定中という状況で認識しております。他市においても、下水道施設の長寿命化や予防保全型の施設管理を行いまして下水道施設を適切に維持管理しているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁ですと、東大和市よりも下水道整備を早く進めて供用が早かったっていう自治体についても、今まさに東大和市がやっていると大体同一步調で更新に向けた準備を進めているということになると思います。

それでは、下水道総合計画で管渠の更新を開始する年度は東大和市の場合いつになってるのか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道総合計画における管渠の更新時期につきましては、平成33年度からの長期計画で更新事業の平準化を図り、計画的な施設の更新事業を実施することとなっております。長期計画中の平成37年度以降に総合計画上は更新工事を着手するというふうに形になってございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の御答弁を受けても、今回の見直しで下水道使用料を値上げする必要はないというふうに思います。一つは、他の先行自治体においても管渠の更新についての具体的な検討はこれからになってい

るという事実、それから東大和市で実際に——もちろんこのストックマネジメント計画で平成37年度以前からいろいろ手を加えて長寿命化を図るといことはあるかもしれませんが、基本的に本格的な更新を始めるのは平成37年度ということになっているという点からいっても、今回の見直しの中で下水道使用料について値上げをする必要はないというふうに考えます。後で国民健康保険税の6年連続値上げについても取り上げますが、東大和市は前のめりに突き進んでるのではないかとこのように私は感じるわけです。

今回の下水道使用料については、少なくとも今回は値上げの必要性がない、今回の値上げについては先行市の取り組みもにらみながら見送るよう求めますが、いかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道使用料の見直しのための検討については、現在10月以降に公表する予定で作業を進めてるところでございます。取りまとめ次第、使用料・手数料等とあわせて公表したいというふうに現状は考えてるところです。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ほかの計画と一緒に発表するっていうんでは困ると思ってるんですけど、下水道ストックマネジメント計画の結果を見ながら必要額が算定されるっていうことになれば、下水道に関してその額が明らかになるのは大体年度内12月、これと他の使用料・手数料も一緒に発表されるっていうことになると、他の手数料・使用料の発表も早くて12月っていうことになりかねない。この点についてどうなんでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 下水道使用料の見直しの検討結果でございますが、その他の使用料・手数料と同じ時期に報告書として公表したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁はちょっと私は重大だと思います。今の答弁によれば、この結果報告書が出てくるのは早くてことしの12月、遅ければ来年の1月以降になりかねないということになりますから、そうであれば、来年4月からの値上げは行わすべきではないということを改めて申し上げたい、要求したいと思います。

次に、②のほう、道路占用料の問題です。

御答弁いただきました。道路占用料等については使用料・手数料の値上げとは別途検討することになっているということはわかりました。

前回の改定の時期、内容、理由、影響額と主な影響先について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 改定時期でございますが、平成24年4月1日施行となっております。内容につきましては、地下施設の占用物件の関係を4区分から9区分に改正し、それぞれの占用料を設定したものでございます。

理由につきましては、その以前から東京都の道路占用料を準用してきており、東京都が平成22年4月1日に改正したため、市が改正したものでございます。

影響額につきましては、平成24年4月1日施行しておりますので、平成24年度の決算額と、その前年の平成23年度の決算額を比較しますと、2,398万7,000円の減額となっております。

主な影響先でございますが、地下施設の占用物件は全部で6社ございまして、そのうちの3社が大きく影響してございます。東京電力と東京ガスとNTTでございますが、この3社が特に大きく減額となりました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 改定理由は、東京都の道路占用料に準拠してきたというのが改定理由ということでしたが、現在でもこの東京都に準拠するっていう立場なのかどうか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど東京都が平成22年4月1日改正後、市が平成24年4月1日ということで改正したということで申し上げましたが、東京都はその後、平成26年4月1日に再改正を行ってございますが、東大和市はこれに伴う改正は行ってございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁で、東京都に準拠するっていう立場を事実上もう捨ててるわけですから、前回の値上げをもとに戻すのは当然であり、もとに戻すよう求めますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 道路占用料等につきましては、国や東京都の動向や他市の状況を注視し、今後適正な価格に改正していく必要があると考えておりますが、その結果でございますけれども、平成24年4月1日改正以前の占用料になることはないと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は今、今後の話をしたのではなくて、前回の東京都に準拠するっていうのが唯一の理由として改定をされたことが今どうなのかという点からもとに戻すよう求めたわけであります。

次に、前回3割も値下げをされた地下埋設物ですけれども、この占用料の算出としては、道路価格に使用料率を掛け、占用面積を掛けて修正率を掛けるという計算で算出がされているわけですが、現在東大和市が使用している道路価格と現状の実際の道路価格がどうなのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の市の道路占用料の区分単価は、先ほども申し上げましたが、東京都が平成22年4月1日に改正したものを準用しているため、道路価格は東京都が設定したものでございます。東京都は国にならって道路占用料を算出していると聞いてございますが、道路価格までは把握してございません。また、当市の平成29年固定資産概要調書による宅地の平均単価は平米当たり9万4,587円となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 道路占用料については以前に大分やったときに、東京都がどういう道路単価を使用しているのかということも含めて市のほうで資料をつくっていただいたはずですが、ですから、そのときのことも調べればこれはわかると思いますので、きょうはもうしょうがないですけども、調べていただきたいというふうに思います。

それから、これは地下埋設物のところは定額物件ということになるとは思います。東大和市が使用している使用料率の数値は幾つを使っているのか、国と東京都も同じなのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほどの答弁と同様になります。当市の道路占用料等は東京都の道路占用料徴収条例の単価を準用しており、その使用料率につきましては、東京都が算定方法について明らかにしていないため、市としては把握してございません。

国の使用料率は平成23年4月の道路法施行令の改正施行時は3.99%でございましたが、その後の使用料率は明らかになってございませんで、把握してはございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 同じことをまた言うことになるので、これも何年か前の市がつくった資料等でも明らかになっていると思いますので調べていただきたいと思ひますし、使用料率については商業地と平均地で別々に定められてるはずだというふうにも思ひます。

それでは、これもわからないでしょうか。使用料率の算定について現在は賃料査定方式を採用しているわけですが、国交省はこの使用料率の採用に当たって幾つかの方式を検討しています。賃料事例調査、利回

り査定方式、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則、相当の地代、商事法定利率などですが、それぞれの率がどう定められているのかわかるでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 国が道路占用料算定のための使用料率調査を実施したのは平成18年度の調査でございますが、それ以後も順次行っているとは想定してはありますが、18年度のデータしかございません。

その18年度のデータでは、賃貸事例調査につきましては公租公課相当額の含みの率が4.26%、公租公課相当額の除きの率が3.52%、利回り査定方式につきましては平均地が4.63%、商業地につきましては4.99%、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則につきましては宅地が6%、隣地が5%、また相当の地代につきましては、これは平成30年度も同様でございますが6%、商事法定利率につきましては、こちらも平成30年度も同様で6%ということになってございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） その資料をお持ちであれば、平成18年当時の賃料査定方式での数値も手元にあるんじゃないかと思いますが、今言われた数値の中で現行採用されている賃料査定方式の数値が一番低い数値を使っているわけですね。ですから、そのほかの数値を採用することでこの道路占用料の単価を引き上げるということも可能になるということだと思います。

多くの自治体がこのようなことなども検討して、道路占用料の引き上げによって増収を図っているということは何度もこれまでも紹介してきたところです。市民に値上げを迫るのではなくて、こうしたところで2,500万円減収したものを取り戻し、さらに5,000万、1億円と増収を図れるよう本格的な検討を求めますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 道路占用料につきましては、公共用物の継続的な使用によって占有者が受ける利益を徴収するという対価説に基づきまして、道路の利用の対価として一般的な土地利用における賃料相当額によるべきことを基本としており、本市としましても地域性を踏まえ適正な価格が望ましいと考えております。

そのようなことから、東京都道路占用料徴収条例に準拠してまいりましたが、市独自の基準を定めることの検討も行っているところでございまして、他市の状況も鑑みまして、東京都多摩部に位置するという同じ地域性にあることについて、固定資産税評価額等を勘案して算定する部分も含めまして調査しているところでございます。今後も他市の動向を注視しながら総合的な研究の必要があると考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひよろしく申し上げます。以前に道路占用料の電柱などのあり方についても、採用の仕方によっては増収になるという点についても指摘もしたところです。よろしく申し上げます。

次に、2番のごみ処理事業と家庭ごみ有料袋の値下げの問題について伺います。

東大和市のように容器包装プラスチックを有料化しているところは少ないと思いますが、市は燃やすぐみなど、他のごみと比べても処理費用が高いことを容器包装プラスチック有料化の理由の一つとしています。リサイクルを進めれば進めるほど自治体の負担がふえるという制度設計はおかしいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在の容器包装リサイクル法、こちらにつきましては収集から指定法人へ引き渡すまで、その経費につきましては自治体負担という形になってございます。また、そのことから市では収集後の選別、圧縮、梱包及びその保管に要する経費の改善について、東京都を通じて国に要望しております。

制度の改善に時間がかかるということから、拡大生産者の責任の趣旨を踏まえまして、市では資源を買った

お店に戻していただくということで、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」こちらを広く市民の皆様へ呼びかけ減量を進めさせていただき取り組みを今進めてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国に制度改善を求めるといことは大変重要なことだというふうに思います。それ以前に市としてやれることをやるというのも評価したいと思います。

それで、ただやっぱりごみになるものが大量にどんどんつくられていくっていうものところをどうするかっていうことがやっぱり大事なんじゃないかって思うわけです。

これは「DAYS JAPAN」っていう雑誌の11月号で海洋プラスチックの特集がされています。環境省の調査で、日本の海域は他の海域の平均に比べて30倍ぐらいプラスチックごみの密集濃度が高いということが紹介されています。

これ、別のところで見たんですけども、この平均の今日本は30倍っていうことですけども、密集濃度が今の平均の10倍から100倍になると健康被害をもたらすっていう幾つかの研究がされてるということで、この日本の周辺海域のプラスチックごみの密集濃度は、既に人間の健康被害をもたらす可能性のあるそうした濃度にも達している。

実は、リサイクルを進めるからっていう理由で1996年に小型ペットボトル発売の自主規制が撤廃されました。1995年当時14万2,000トンだったペットボトルの生産量は2016年には63万トンということで激増しています。ごみになるものを野放図につくらせておいて自治体や国民に負担を強いるという政策そのものの転換が必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今議員がおっしゃったその雑誌の関係については見させていただきまして、ウミガメが口の周りにビニールがひっ絡まっているような状況ということで、ちょっとショッキングな写真だったなというふうに思っております。

また、海洋プラスチックにつきましては国や東京都におきましても早急に取り組むべき課題であるという認識はお持ちだということは伺っております。

ペットボトルの増加につきましては、確かに1996年、自主規制が撤廃されたことによって500ミリリットルのペットボトル、こちらのほうの生産が多くなったものというふうに認識はしております。

容器包装廃棄物につきましては、まずは消費者である市民のニーズに製造メーカーが応えているという部分があることから、課題の取り組みにあつては、消費者の方お一人お一人が本当にそれが必要なかどうか、買うことが必要なかどうかを考えていただくこと、またそれも必要なのかなというふうに考えてはおります。

また、ここで北海道の地震の関係とか、そういったところでもペットボトル使って飲み物の配給をしてくるということもございまして。その用途、用途で必要になる部分があるのかなというふうに考えてはございます。また、備蓄品という形でもそういったところで大きく役には立つようなものではあるという形での認識は持っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） もちろんそれを使う国民の責任というものもあるとは思いますが、本当にこれをごみになるものをつくらせるのか、つくらせ続けるのかどうかということは私は最大の課題ではないかというふうに思います。

いずれにしても、こうした矛盾が実際にあるわけですけども、この矛盾が市民に向けられるということで

はないんじゃないかというふうに思います。

地方自治法の第227条で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」というふうに定めていますが、家庭ごみは特定の者ではなく、全ての市民が対象になると思います。家庭ごみ有料化の法的根拠がどこにあるのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 法的根拠、こちらになります。家庭系廃棄物有料化方針、こちらのほうにも記載のほうさせていただきましたが、平成17年5月、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針ということで、こちらのほうが改正がありました。市町村の役割ということで、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとの記載が追加されました。

環境省では、このような基本方針の中で、国の役割としまして広域的な見地から調整を行うことに努めるものとする定められたことから、一般廃棄物処理有料化の手引きということを定めております。当市におきましては、この手引に基づき有料化を実施しているという形でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 基本方針ということですが、地方自治法に基づいて特定の者のためにするものではないということは明らかだというふうに思います。全市民にかかわる問題であり、税で対処すべき事柄だというふうに私は思います。

23区が有料化されていないのに多摩地域の多くの自治体有料化されているという実態一つ見ても、有料化の本質は減量ではなくてお金の問題だというふうに私は思います。ここについては見解が違ふということになります。今、使用料・手数料の見直しということが市の計画にあるわけですから、この時期に当面引き下げを求めるものです。

東大和市は1リッター2円ということですが、多摩26市でこれより高いところはあるのでしょうか。また、これより安いところはどこがあって、そこは幾らになっているのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 多摩地域の自治体26市中のうち24市が今現状有料化を実施しております。

1リッター当たり2円、これより高い自治体ということでは、そのほかの自治体ではございません。1リッター2円を採用しているということになりますと10市ありまして、立川市、武蔵野市、府中市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、そして東大和市の10市で、それ以外の14市におきましては1円から2円未満に抑えられてるとというような状況でございます。

今の1リッター当たり2円ということでは、可燃、不燃等、また容器包装プラスチックの関係、それを度外視しまして2円が採用されてるとということで発言させていただきました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 2009年度に町田市では家庭ごみの有料袋の値下げが行われました。幾らから幾らに引き下げられたのか、また引き下げの理由は何だったのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 町田市では当初1リッター当たり2円ということでしたが、20%の引き下げを実施しまして40銭減ということで、1リッター当たり1円60銭、こちらのほうを現状設定をしているという状況でございます。

また、理由につきましては、ごみ減量が一定程度進んだということから手数料を引き下げているということ

で聞いております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私も担当者から、ごみ減量が進んだので市民に還元するためっていうふうになっているというふうに回答いただきました。

東大和市においては家庭ごみ有料化でごみ減量が進んだっていうふうにはしていますが、有料化前と現在でどれほど進んでいるのでしょうか。総量の推移、1人当たりの量の推移、減量は何%進んだっていうことになるのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 有料化される前の25年度と平成28年度ということではちょっと比較をさせていただきます。数字につきましては東大和の一般廃棄物処理基本計画、こちらのほうに記載されてるものという形でございます。総量につきましては平成25年度、2万3,514トン、平成28年度につきましては2万1,317トンということで2,197トンの減ということ、率につきましては9.4%の減となっております。1人1日当たりの排出量という形でございます。こちらにつきましては平成25年度につきましては761.5グラム、平成28年度につきましては679.7グラム、81.8グラムの減ということで、率につきましては10.7%の減となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 先ほどありました平成25年作成の家庭系廃棄物有料化方針では、歳入見込みを1億8,200万円とし、有料化に伴う収集袋作成管理販売委託料などに5,100万円、戸別収集導入による収集経費増額分として8,000万円、新たな減量施策の展開分として5,100万円としました。それが実際にはどうなっているかということで資料をいただきました。

ですが、この資料は手数料収入と実際の事業費の合計が全く一致するという資料で、これはあり得ないことだと私は思います。計画と実際のその遂行がどうなっているのかわかって聞いているのに、この計画に合わせたような数値で全部使ってますよっていう資料になってます。一致させるために、不法投棄対策の増額分だけでなく通常分も計上されていたり、収集運搬経費の通常分も一部を潜り込ませたりというものです。有料化方針に基づいて事業がどのように進められているのか、このような資料では検証できません。有料化方針を議会と市民に示したわけですから、その検証に必要な資料が出てこないというのはやはり大きな問題だというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 家庭廃棄物有料化による手数料の収入の使途につきましては、ごみ処理事業費の決算額とあわせまして、廃棄物広報紙、こちら「ごろすけだより」、こういうものを使いまして全市民の皆様へ戸別配付をさせていただき情報の公開に努めております。今後もそのような形で情報の公開についてはごみ処理事業は進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） いただいた資料で、減量施策④、これは新たな減量施策ということで有料化方針では打ち出されたものです。このいただいた資料ではたくさんの項目が10項目ぐらい計上されていますけれども、この中でこの有料化後新たな施策として展開されたのは何があるのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらについては、ごみ有料化後に行った施策ということで、資料に記載されているもの全てが有料化後に行っているという形で考えてはございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） じゃこれは全て新たな施策だということで受けとめますが、新たな施策に使われているの

は5,100万円ではなくて、26年度は何かすごく多くなっていますけれども、それ以外は700万から800万程度です。5,100万のうち1,000万は使われてないということになるわけです。ですから、当面その分、4,000万円値下げをするってことをやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** こちらについては4,000万円の減ということでお話しいただきましたが、こちらのほう、過去の決算特別委員会のほうでもお話しさせていただいていますが、確かに減量施策の関係につきましては今金額が低く抑えられてるということが、これが現実でございます。

ただ、その中であらわれていない、企業と調整し企業努力によって行っている施策というのがこちら実際でございます。現在では雑紙回収袋の作成をしていただいて、廃棄物広報紙「ごろすけだより」と一緒に全戸配付をするということ、また次回の雑紙回収袋につきましても今現状調整をさせていただいて、作成できる見込みで今現状動いております。

減量施策につきましては、ごみ対策課では経費をかければいいという形の考えは持ってはいないということ、この関係で現状でも形にはなってはございませんが、今減量施策、経費をかけずに新規の事業をできないかということで今模索をしているところでございます。また、収入としましてごみ減量アプリ、また指定収集袋のこちらの広告収入ということでも今現状行っておるところでございます。

ごみの有料化につきましては、減量施策の一つの手法ということになります。さまざまな減量の手法と組み合わせることで今現状手数料の維持のほうは努めていきたいと、そのような形で考えてはございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** いただいた資料で私は、5,000万円新たな減量施策に使うって言ってたのに4,000万円以上使い残してるわけだから、これは値下げしたらいいじゃないかって言ったわけですけども、いただいた資料を見ると、例えば5,000万円で済ませるはずだった指定収集袋等の作成管理販売業務委託や手数料、これについて5,000万円どころか8,000万円ぐらいかかっている計算になります、これをそのまま読むと。それから、戸別収集導入によって8,000万円多くかかる、通常はこういう見込みを立てても実際に契約すると契約差金で8,000万に届かないというのが通常ですが、8,000万円ではなくて8,500万円ぐらい余計にかかっているってことになってます。

これらの支出、とりわけ指定収集袋作成管理販売業務委託手数料、これらが5,000万円の予定が8,000万円かかっているってようなことについては、きちっと市として議会や市民に説明をしていく、今とは言いませぬけれども、その必要性が少なくともあるんじゃないかというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○**環境部長（松本幹男君）** お示いたしました資料、こちらの今お話のあった指定収集袋の関係でございますが、こちらの経費は当初有料化方針の中で5,100万円というふうに明示をしていた部分です。実際に支出いたしました決算金額が平成26年度の5,280万円余りから、多いところでは平成27年度の7,880万円余りということで来てるわけですが、こちらにつきましては、当市が26年に有料化を実施した前の年、平成25年度、こちらで立川市さんの有料化が行われておまして、かなり指定収集袋の欠品が起きたということが起きてます。それで、とにかく安定した事業運営をしていくためには指定収集袋の欠品がないようにということで、これは市議会議員の皆様初め、これは広く市民の方からもお声をいただいたことで、補正等もした中で作成に努めた関係で金額としてかなり膨らんでるというものでございます。

一方、資料の一番下でございます最下段の手数料収入、こちらの金額自体を当時使っていた袋に割り戻して換算をした場合に、大変恐縮ですが、資料にはないんですが、再計算をいたしますと、各年度がおおよそ

4,800万円相当で指定収集袋が使われてるということで私どもは試算をできてはおります。

ただ、今議員からお話がありましたように、そこまで読める資料が出ていないというのは事実でございますので、今後年2回発行しております廃棄物広報紙「ごろすけだより」、こちらの作成の工夫に一層努めていきたいというふうに、このように思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今ちょっと時間がないのでこれ以上やりませんが、運営経費、つまり有料化に伴う運営経費の総額が5,100万円と当初説明されたわけですが、運営経費の総額でいうと、いただいた資料では1億円になってる、倍になってるわけですよ。ですから、これについてきちっとした説明が必要だというふうに先ほど言ったわけです。これについてはきょうはこれで終わります。

次に、3番目の国民健康保険税の引き下げの問題ですが、御答弁いただきましたが、私が伺ってることに答えていただけていないと思います。

私が伺ってるのは、国保税がサラリーマンの保険料の1.7倍、これは私が言ってるのではなくて市が市民向けの説明資料をつくったそこから引いてるわけです。これが国民健康保険制度の矛盾だというふうに市も認めているのに、なぜこの矛盾を拡大するような6年連続値上げをするのかというのを伺ってるわけです。再度伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 東京都の国民健康保険運営方針では、一般会計からの赤字補填の解消が明確に示されてございます。このことから、国民健康保険財政健全化計画では、国の設けた特例基金のある6年間のうちに財政の健全化を図ることが7年目以降、特例基金による抑制がなくなることを見込みますと、保険税の急増を抑制する最適な期間であると考えてございます。

東京都国民健康保険運営方針にて目指されております保険料水準の平準化に向けまして、一般会計による赤字補填を解消いたしまして財政の健全化を図ること、こちらが国民健康保険の安定的な運営に資するものであり、それが国民健康保険の制度改革の目的と認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） やはり答えられていないと思います。国保制度に対して、低所得者が多いのに負担が重過ぎるという診断を国もしています。ここは東大和市も同じだと思います。しかし、出てきた処方箋はこの矛盾をさらに拡大するものになっている。結局発言力の弱い弱者に矛盾を押しつけるという結果になっているんじゃないか。この点で、診断は合ってるけれども、処方箋については国も東京都も間違ってるんじゃないかと思うわけですが、いかがですか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化は制度を安定的に継続させるために行われたものでございます。保険税と法定の公費負担を50対50の本来の均衡した収支にすることで財政を安定的なものにすることが狙いの一つであります。そのために国は3,400億円の公費を投入いたしまして、所得の低い方への保険税の軽減の策といたしまして、法令の定めによります所得基準に基づく軽減判定、こちらは数年来上限額が上がっており、拡充が図られているところでございます。また、市といたしましても、応能・応益割の配分による低所得者層への配慮等、軽減に関する配慮を行っております。

こうした保険税に関する配慮を行いつつ、財政の健全化を図り、東京都や関係市区町村と連携を図りながら、市民の皆様が安心して医療を受けられる制度を継続、運用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 3,400億円では不十分だということです。全国知事会も3,400億円じゃ足りないと、1兆円出せと、この矛盾を解決するためには、国がきちっとした財政措置をするっていうことが必要だというふうに言ってるわけです。

国や東京都は私は間違ってると思いますが、赤字繰り出しを減らせとは言っているけれども、6年でゼロにしるとは言っていないと思うんですが、この点いかがでしょうか。まず事実の確認をお願いします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 一般会計からの赤字補填の繰り出しの解消につきましては、東京都国民健康保険運営方針におきまして明確な期間は示されてございませんが、特例基金のある6年間で解消を削減することが結果といたしまして市民の皆様の保険税抑制につながるものと、このように考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） とても信じられません。東大和市がやっていることは、国、都言いなりということにとどまらない突出したものではないかというふうに言わざるを得ません。

日本共産党は、3月議会で予算組み替え動議を提出して、これまでどおりの繰り出しを市が続ければ1人5,000円国保税を引き下げられるということを示しました。この計算について、市としてこれは合っているかどうか、間違いないかどうか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 市といたしましては、国民健康保険財政健全化計画に基づきまして一般会計からの赤字補填の繰り入れを解消しようと取り組んでいるところでございます。したがって、これまでどおりの一般会計からの繰り入れを続けた場合の試算は行ってございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 知らないよっていうことじゃ困ると思うんですね。議会で私たちが提案したものについて、少なくともその計算が合ってるのか間違ってるのかぐらいは市として見解示せないんですか。再度伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 繰り返しとなりますが、市の国民健康保険財政健全化計画におきましては、一般会計からの繰り入れ、こちらを解消することで計画を遂行してございます。そのために試算のほうは行ってございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市と議会は二元代表制でやってます。決算書見てもわかるように、議会の予算っていうのは極めて少ないわけです。それで、その中で苦勞して議員が数値をはじき出して計算してるわけで、市としてそれは正しいかどうか、数値的に正しいかどうか何もコメントしないということでは事実上二元代表制が崩されるという重大なことだと私は思いますよ。これについてはきょうはこれまでにとどめますが、きちっとした見解を出していただきたいというふうに思います。

それで、平成29年度決算の審査意見書では、一般的に3%から5%が望ましいとされている実質収支比率が過去5年間7.5%から9.0%で推移をし、平成19年度に5億円まで落ち込んでいた基金残高は51億円にまで積み増しています。市税の収納率97.2%に対して国保税は81.5%です。誰が見ても高過ぎる国民健康保険税は引き下げるべきですが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 市民の皆様が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険を継続するためには財政を健全化させる必要がございます。そのために必要となる保険税率等の改定を行う必要がございます。

当市では、一般会計からの赤字補填の繰り入れ、こちらを6年間で解消するという計画を立てておりますので、現段階ではこれを着実に実行することが適切と考えてございます。また、医療費適正化のため、保健事業や健康保持増進策、講じてございます。このことが将来的には国民健康保険事業費納付金の抑制につながり、また保険者努力支援制度による交付金を保険税抑制に活用するなど、保険税を抑制するさまざまな策を講じているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 他の議員の質問でも、重症化を予防することで医療費を抑制するということについての御答弁ありました。それは大変大事な取り組みだというふうに思います。ただ、国保税の問題については大体平行線の主張ですので、別の点を伺います。

市がこの国保税を独自減免した場合、これについての国保会計への繰り出しについては、国が言うところの解消すべき赤字には含まれないというふうになってると思いますが、まず事実としてこういう理解でいいのかどうか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 東京都国民健康保険運営方針におきましては、法定外一般会計繰入金のうち保険料の減免額に充てるためのものを決算補填等目的以外と示しており、解消すべき赤字には含まれてございませんが、当市では一般会計からの赤字補填の解消を計画的に進めてまいりますので、現状では市独自の新たな減免策につきましては考えてございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） やっぱり国よりひどいじゃないですか、そういうことじゃ。私は過去に大阪地方の自治体の減免制度について紹介し、独自減免の拡大を求めました。そのとき市は何て言ったかっていうと、大阪はうちよりそもそも国保料が高いんだ、うちはベースが低いんだというふうに言われたわけです。しかし、今大阪も東京もへったくれもなく、とにかく赤字繰り出しなくすんだということで進めれば、この理屈は成り立たなくなる。やはり今実際に矛盾があって高過ぎるという現状があるときに、国が求めている解消すべき赤字には含まれないこの独自減免制度を大いに活用して、例えば一定所得以下の世帯を減免するようなこと、一宮市では7割、5割、2割の減免に上乘せをして、8割、6割、3割にするなどしています。こうした市も低所得世帯が多い国保世帯に対して現状大変重い国保税が課されているという事実については認めてるわけですから、市の独自減免を大きく拡大すべきだというふうに思います。再度伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 過去の定例会におきましても、他の自治体における保険税の軽減策、こちらのほうをお話しいただいております。こうした独自軽減策実施していることは認識してございますが、自治体ごとのさまざまな考えに基づき導入しているものと考えてございます。

一方で、東大和市におきましては、子育て世帯の負担軽減策といたしまして、多子世帯の保険税軽減を実施してるところであります。新たな財源の確保が必要となる独自の減免策の拡大につきましては、現状においては考えてございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市長もそういう見解でしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 平成30年度から始まりました国民健康保険の広域化に当たりましては、市議会の皆様には平成29年3回、第4回の定例会及び平成30年2月に開催しました市議会全員協議会で御説明をさせていただきまして、一定の理解を得たところでございます。

こうした中で、30年度の国民健康保険を試算するに当たりまして約5億8,000万の不足額が判明いたしました。これを賄うためには37.5%という改定を行わなければならないと。これを市民の方に御負担がかかるということで、私どもは6.25%を6年間するというところで市議会にお示しし、一定の御理解を得たと考えてございます。こうした中では、市独自の減免については現状では考えることは考えてございません。

○2番（尾崎利一君） それでは本当に制度そのものも成り立たないというふうに私は思います。

次に、4番目の立川飛行場のヘリコプター騒音について伺います。

これも資料をいただきました。立川市と自衛隊との協定では、自衛隊ヘリコプターは東大和市駅あたりを北限として、東京ユニオンガーデン以西を訓練飛行で飛ぶということになっています、大まかな話ですけれども、協定が結ばれた昭和55年当時とさま変わりしているのです、このコースであっても多くの市民に影響を与えるわけですが、いただいた資料では、これを大きく外れて市の中心部までヘリコプターが飛んでいます。以前にも、約束のコースを外れて市の中心部を飛んでいる状況があると市は答弁していますが、現在も認識は同じだと思えますが、この点確認します。

○環境課長（宮鍋和志君） 今回提出させていただきました資料でございますように、東大和市駅から玉川上水駅方面の西武拝島線上空以外にも、数は少ないですけれども、確かに中央通りの上空を飛んでいる事例があると認識しているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 事前協議が交わされたのは昭和57年ですが、ここでは運用開始後の要領として6項目が記されています。この6項目を教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 昭和57年2月2日付で東京防衛施設局長から立川市長宛てに出されました新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議についてという文書によりますと、運用開始後の要領として6点ございますが、1点が飛行時間帯、通常の場合は午前8時から午後8時までとし、特別の場合を除き、早朝、昼休み、休憩時間及び夜間の飛行は極力避けるよう自主規制する。2番目として、離着陸回数、通常の場合における離着陸回数は1日平均おおむね50回とする。3番目として、飛行経路及び飛行場周辺の飛行要領、別紙のとおりとするということで、図面は略になってございます。4番目として、飛行中止日、日曜、祭日等の訓練飛行は原則として行わない。5番目として、航空機の内容及び隊員の規模、現状と変わらない。括弧書きで、航空機33機、隊員約600名。6番目として、飛行基地内の対応の変更がある場合は速やかに貴職に連絡するとされております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） このたび、日本共産党の調査で、土日、祝日に訓練飛行ではない体験搭乗が激増していることが明らかになりました。平成25年度は103回でしたが、29年度には297回と3倍化しています。

この体験搭乗ですけれども、自衛隊の協力者の方々や入隊対象の方々を乗せるということのようです。協定書では、航空機の運航により生ずる騒音等については、周辺地域の生活環境に与える影響が最小限になるよう配慮するものとすると言われております。この趣旨から事前協議で今御説明あったような項目が決められているわけですが、その土日、祝日に体験搭乗の飛行が激増している、これは協定書と事前協議の精神を踏みにじるものだと考えますが、市の見解を伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市では、以前から8市で構成いたします立川飛行場周辺自治体連絡会、こちらで連携しながら、立川飛行場をヘリコプターの飛行拠点とする陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁に対し航空機騒音

の軽減に努めるよう要請してきております。

今後も立川飛行場周辺自治体連絡会で連携しながら、災害等特別な事情がある場合を除き、協定書及び事前協議を守っていただけるよう要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○2番（中野志乃夫君） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本定例会における一般質問の日程につきましては、9月5日水曜からあす9月11日火曜までの5日間としておりますが、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、あす9月11日火曜を休会とすることと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、9月11日から14日及び18日から21日の8日間について休会の議決をとることとなります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○2番（尾崎利一君） それでは、引き続き伺います。

今事前協議や協定を遵守するように申し入れていくというお話でしたが、この体験搭乗というのは協定にも事前協議にも一切出てこないわけです。これは必要性のない遊覧飛行だといっていいと思います。自衛隊の協力者の方々や入隊の対象の方々を乗せるということですから、その下で騒音で苦しんでいる方がいるということを考えれば、必要性のない遊覧飛行といって間違いないというふうに思います。

必要性のないこの遊覧飛行は税金の無駄遣いでもありますので、中止を求めるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 喫緊の課題といたしまして、今年9月29日の土曜日に立川飛行場におきまして立川防災航空祭が開催されるという予定がございます。その関係から、立川飛行場周辺自治体連絡会といたしまして、8市共同になるわけですけれど、ここで要請のほうを近々に行うということになっております。その要請を行う中で、今議員のほうからお話ございました体験搭乗、こちらについては中止のほうを求める形で要望を進める予定でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひよろしく申し上げます。

次に、5番目の国・都・市有地の活用のところに移ります。

参議院宿舍の跡地ですが、国との関係で期限があるはずですが、期限はいつなのか、市としていつまでに結論を得るつもりなのか改めて伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 期限といたしましては、国有地を活用した介護施設整備を促進するため、定期借地権による貸付によって一定の軽減が受けられる貸付契約締結日の期限というものがあります。これが平成32年度末、2020年度末となっておりますことから、これが国との契約を締結する関係での期限となります。

その上で、市が当該国有地の活用について国に回答する期限ではありますが、国からの情報提供におきましては、具体的な回答期限は示されておりません。しかし、前提となる貸付の締結の期限などの条件を鑑みますと、この秋を目途に結論を出したいとは考えております。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 急いで結論を出していただきたいというふうに思います。

次に、警視庁用地だった桜が丘3丁目の国有地ですが、これも平成32年度中の取得に向け早期に利用計画を策定するというに相手側との関係で約束をしている土地です。未着手ということでしたけれども、これ目前になるわけです。市有地等利活用検討委員会、情報公開で資料をいただいたら、大分昔に葬祭場を地下につくって地上をグラウンドにしてはどうかなどという発言もその中で出されていまして。

いずれにしても、これ、喫緊の課題になると思いますが、その後は全く検討されていないということなんでしょうか。これは急いで進める必要があると思いますが、見解を伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 現時点では具体的な検討はしておりませんが、今議員より御指摘いただきましたように、取得を目途といたしまして検討のほうは急いでまいりたいと考えます。

以上であります。

○**2番（尾崎利一君）** 前、議場でこういう土地の活用について民間がいろんな補助金使って活用したっていう事例も紹介したことがありますけれども、少なくとも市が直接取得して活用するのか、それとも民間活力導入で展開していくのか、その程度の方針、指針のようなものも現状ないってということなんでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 現時点では具体的な検討をしておりません。そのことから指針も現在はありません。

以上であります。

○**2番（尾崎利一君）** 何かすごく不安なんですよね、これね。

次に、東京街道団地の住宅棟以外の公園や運動広場、生活支援ゾーンについての進捗を伺います。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 公園と運動広場につきましては東京都の設計に向けて協議中でございます。生活関連施設地区につきましては、医療、福祉、買い物など生活支援機能が整った生活中心地の形成の考えが示されておりまして、今後具体的な協議を進めていく段階でございます。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 公園と運動広場については、東京都の設計に向けて調整中ということでしたっけ、相談をしているということでしたっけ。運動広場については、砂ぼり対策をして整備するってということで市としては考えてるはずですが、東京都はどの程度のところまで整備してくれるのか、市はどこを分担するのか、そこら辺はどうなってるんでしょうか。

○**社会教育課長（佐伯芳幸君）** 運動広場についてでございますが、近隣の住民等への環境への配慮をする対策

が必要であると考えられることから、東京都が整備する内容、また市が負担する内容については現在協議中であり、あります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それはいつごろまでに協議を終えることになるのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 期限というものについては、今のところ協議中であり、詳細については未定でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 普通感覚でいうと、つくことは決まっていると。その期限については協議中なのでわからないっていうのはちょっとよくわかりませんよね。普通、いつごろまでに結論を出すっていうことがあって、それでそれを目指して協議をするっていうことだと思うんですよね。

それで、例えばこの運動広場についてですが、具体的な図面なども市としては入手をして検討するということがやられてるのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） ただいま協議をしている中でございますので、具体的に資料をもとに今検討しているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 公園についても運動広場についても、検討を東京都と進めると。東京都のほうはある程度専門的な方が出てくるんでしょうけれども、市のほうとしては、やはり市内の運動団体なども含めてそういう力もかりて、どういう方法があるのか、具体的な検討を進めていけるように協力も仰いでいく必要があると思うんですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市内の協力団体等につきましてということでお話ございましたが、私どもとしては、東大和市の体育協会もございますので、そちらの方にも相談をしながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

それで、向原団地の北側創出用地への知的特別支援学校の設置についてですが、今回協議を行っているということで答弁いただきましたが、現況を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 向原団地の創出用地におけます特別支援学校の設置についての協議の現況ではありますが、東京都との調整を行っているところであります。

市においては、東大和市を含む北多摩地区におけます特別支援学校の設置の必要性は認識をしているところであります。その一方で、向原団地地区は東京都の要請により住宅以外の用途を制限する地区計画を決定した地区であり、今後到来する人口減少社会において市の活力を維持するために住宅の建設を進めることが有効な手段であると考えているところであります。

それらを踏まえまして、市は昨年平成29年12月22日付で特別支援学校建設に係る仮要望事項についてを東京都に提出いたしました。この件につきまして、現在東京都と市におきまして仮要望事項の対応等についての調整を行っているところであります。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） その点について、雨水貯留施設が一番大きな課題になるということで、これについての

調整はその後進んでいるのかどうか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東京都の中で検証、調整等が進められるというように聞いております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

次に、第二給食センター跡地ですけれども、第十小学校の区域について教室の不足が見込まれるっていうようなことも伺いました。この跡地の活用で市の南部のそうした教室不足などにも対応するというような考えはないのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現時点ではそのような考えはありません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これについては教育委員会もこれ検討することになってると思いますが、教育委員会のほうではこの点については検討されていないのでしょうか。

○学校教育部長（田村美砂君） 教育委員会のほうでもまだ検討のほうは行ってございません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 国有地、都有地、市有地の問題、いろいろ伺いましたけれども、なかなか進まない。それから、喫緊で急いで決めていかなくちやいけないところもなかなか十分手がつかないっていう状況もあるように伺いました。ぜひこれらの土地の活用は市民の福祉の向上、暮らしの向上にとって大変重要だと思いますので、急いで進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

市は、日本一子育てしやすいまちを目指すということで、今回の一般質問でも多くの議員の方が子育て支援の質問をされていました。これまで子ども・子育て支援の質問を続けてきた私としては、関心が高まって市での取り組みが進むことをとてもうれしく思っております。

一方、目の前に迫っている大きな課題として、2年後の市制50周年や東京オリンピック・パラリンピックの先、2025年、団塊の世代が75歳の後期高齢を迎える超高齢社会に向けて、そのときになって困らないような対策が必要です。

特に、これまでの高齢者施策では対応できない点、すなわち寿命が延び高齢期が長いということ、そして家族や世帯構成が変化し、高齢の夫婦2人世帯や特に一人暮らしの世帯がふえているということ、超高齢社会をどう迎えるか、高齢者にとって生きやすい、やさしい社会とは他の世代の方々にとっても暮らしやすい社会です。

また、この夏、西日本豪雨災害、台風、大阪や北海道の地震、災害レベルの猛暑による熱中症などにより人的被害が出ています。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い

を申し上げます。私たちの市でも、災害については常に考えていかなければならない問題です。

以上のようなことから、今回は大きく3つの点について質問をさせていただきます。

1、成年後見人について。

①成年後見人の活動状況について。

②第三者後見人等連絡会について。

③成年後見人制度に関する相談や苦情処理について。

2、空き家対策について。

①空き家調査について。

ア、空き家調査の実施について。

イ、空き家の所有者等の意向調査について。

②空き家の活用について。

ア、地域福祉の拠点としての活用について。

イ、居住支援との連携について。

3、災害・避難対策について。

①災害時に想定される危険箇所への対応について。

ア、土砂災害警戒区域等の指定について。

イ、ハザードマップの活用について。

ウ、ブロック塀等の危険箇所について。

②福祉の視点からの避難について。

ア、東大和市避難行動要支援者避難支援プランについて。

イ、東大和市避難所管理運営マニュアルについて。

③備蓄品等について。

ア、給水体制について。

イ、段ボールベッドの利用について。

以上でこの場での質問は終わらせていただきます。再質問については自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、成年後見人の活動状況についてであります。東京家庭裁判所から発出された資料によりますと、平成30年6月8日時点で市民の方の成年後見制度の利用者数は131人となっております。このことから、現時点におきましても市民の方で成年後見人等を受任し活動されている方が多くおられるものと認識しております。

次に、第三者後見人等連絡会についてであります。市では、東大和市社会福祉協議会を成年後見制度の推進機関と位置づけ、成年後見や権利擁護に関する相談受付を初め、制度の普及啓発、利用促進に向けた講演会や研修会などの事業を委託により実施しております。この委託事業の中で、市民の方の成年後見人等を受任している専門職の方を対象に、第三者後見人等連絡会を開催し情報共有等を図り、後見人業務の充実、円滑化に努めているところであります。

次に、成年後見制度に関する相談や苦情処理についてであります。成年後見制度の推進機関である東大和市社会福祉協議会におきまして、相談や苦情の受付窓口としての対応を行っております。また、社会福祉協議会での対応が困難な場合など相談や苦情の内容によりましては、後見人の所属する職域団体の相談窓口や家庭裁判所を案内するなどの対応も行っているところであります。

次に、空き家調査の実施についてであります。空き家の適切な管理及び今後の具体的な対応策を進める上でも、空き家の実態を把握することは必要であると認識しております。

しかし、実態把握に係る調査費用など多額な予算が必要となりますことから、現在低コストの業務遂行について研究を進めているところであります。

次に、空き家の所有者等の意向調査についてであります。空き家の実態調査含めて実施しているケースが多いと認識しております。空き家の実態調査とあわせて研究してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉の拠点としての空き家の活用についてであります。空き家所有者の意向確認や活用する場合の改修費用の財政負担など、空き家の活用に当たりましては多くの課題があると認識しております。

また、現時点では地域福祉の拠点としての空き家の活用の要望はないことから、今後空き家対策全般の中の一つの課題として捉え、研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家と居住支援との連携についてであります。東京都はいわゆる住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を平成29年10月から開始しています。現時点で市内に登録住宅はありませんが、空き家の調査の結果、住宅としての活用が可能な空き家は登録住宅としての活用が考えられるところであり、今後空き家対策全般の中の一つの課題として捉え、研究してまいりたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域等の指定についてであります。土砂災害防止法の規定に基づき、東京都が土砂災害のおそれがある地域の基礎調査を実施し、平成30年8月に土砂災害警戒区域等として公表しております。今後住民への説明会が開催され、平成31年度中を目途に土砂災害警戒区域等の指定が見込まれております。

次に、ハザードマップの活用についてであります。平成30年8月に浸水予想区域図、いわゆるハザードマップを作成し公表しております。また、東京都が土砂災害警戒区域等を指定した場合の市の地域防災計画において警戒避難体制に関する事項を定めるほか、土砂災害に係るハザードマップの作成が必要になります。このため、土砂災害警戒区域等の指定の状況を踏まえ、ハザードマップの見直しに取り組んでまいります。

次に、ブロック塀等の危険箇所についてであります。市内の公共施設のブロック塀等につきましては、全ての公共施設についての点検作業を実施し、点検結果を踏まえ必要な対策をしております。個人や事業者が所有するブロック塀等の安全確認につきましては実施しておりません。

次に、東大和市避難行動要支援者避難支援プランについてであります。このプランにつきましては、避難行動要支援者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的に策定されたもので、具体的な推進手法等を定めた全体計画と避難行動要支援者一人一人のプランを定めた個別支援計画により構成されております。

なお、現在全体計画に基づいて避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定を締結している自治会などの団体数は7団体であります。

次に、東大和市避難所管理運営マニュアルについてであります。これまで各避難所の実態に即した簡易版のマニュアルについて関係機関と協議しながら政策を進めてまいりました。平成30年8月には、小中学校全15校の避難所管理運営マニュアルが完成いたしました。今後作成したマニュアルに基づいた訓練の実施等を検討

してまいりたいと考えております。

次に、給水体制についてであります。東京都は震災時の飲料水を確保するため、居住場所からおおむね2キロの距離内に1カ所の給水拠点を確保することを目標としております。

東大和市では、上北台浄水所と東大和給水所の2カ所が給水拠点であります。市が避難所を開設した場合、給水拠点から庁用車にポリタンクを積載し、各避難所へ給水を実施することになっております。

次に、段ボールベッドの利用についてであります。段ボールでつくられた簡易ベッドはコストが安く大量生産ができ、処分が容易等の理由から避難所で導入する動きが進んでいると認識しております。利用につきましては今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の成年後見人についてですが、登壇でも申し上げましたとおり、超高齢社会が訪れる中、認知症の方がふえるというふうにも言っています。また、この成年後見人の制度については、知的障害者や精神障害者の自立した生活などの助ける役割もあると思いますけれども、市としてこの成年後見人の制度についてまずどのように認識しているのかお伺いいたします。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) ただいま議員のほうから御質問の中にございましたとおり、超高齢社会と言われる中で、後見制度というものを御利用になる方が非常にふえてきているという状況でございます。

こうした中、今御発言の中にもありましたとおり、御高齢の方はもちろんのこと、知的障害の方あるいは精神障害の方、こういった方も地域社会の中で御利用いただけるというような制度となっておりますので、こうしたところは今後充実する必要がある、または市民の方の御利用がどんどんふえていくと、こういったところで認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市のほうも今後ふえていくというようなことを認識されてるということですか。

それで、利用されてる被後見人の方が131人いらっしゃるということでしたけれども、この成年後見人の精度を推進するに当たって、市では社会福祉協議会のほうに委託を進めてるということなんですが、市の地域福祉計画やホームページを見ますと、成年後見制度についてお問い合わせは、ほっと支援センターにお問い合わせくださいと載っていました。私の認識でも社会福祉協議会で対応していくのかなと思っていたのですが、このほっと支援センターでの対応と社協での対応ということの関係をちょっと教えてください。

○福祉部長(田口茂夫君) 先ほど市長の答弁にもありましたとおり、基本的には社会福祉協議会がその役割を担っていただいているというふうには認識はしてございます。

しかしながら、高齢者の方々のあらゆる相談を受け付けているというところが基本的には高齢者ほっと支援センターということになっておりますので、そういったところで成年後見だけに限らず、いろんな関係のものをふくそう的に相談ができるということから、ほっと支援センターのほうでもそういった御相談の一翼を担っていただいていると、このように考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、ほっと支援センターのほうに問い合わせても、必要があれば社協のほうにつ

ないでいくというような形でよろしいでしょうか。

それでは、もうちょっとお聞きしたいのですが、この社協のほうに補助事業として市のほうが委託していると思いますけれども、行政報告書などを確認をいたしますと、昨年度も1,000万円以上の委託費が出ているのですが、確認なんですけれども、この委託費の中には成年後見人の報酬も含まれているのか、そのことを確認させてください。また、その予算の内訳などもわかりましたら教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問にございました事業につきましては、成年後見活用あんしん生活創造事業というものについての御質問だというふうに思いますけれども、こちらの平成29年度の委託料の内訳でございますが、こちら御指摘のとおり行政報告書等にも記載させていただいておりますが、29年度の決算額は1,016万1,056円であります。先ほど御質問の中で御発言にございました後見人等の報酬につきましては、こちらの予算には入ってございません。

この内訳でございますけれども、社会福祉協議会に委託しているわけでなんですけれども、人件費として正職員1名、それから臨時職員1名、合計の2名分でこちらが914万433円、その他の事業費として102万623円というふうになっております。

その他の事業費の内訳でございますけれども、事業の内容といたしまして成年後見制度の相談受付、それから司法書士による成年後見制度の専門相談、弁護士による福祉法律相談、また一般市民向けの講演会や親族後見人等研修会、こうしたところの弁護士さんや司法書士さんへの報酬が主な事業費、102万623円の支出の内訳というふうに捉えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。成年後見人への報酬は別のところから出ているというふうに思います。大半が職員の人件費になってるのかなということもわかりました。

ちょっと先に進めまして、第三者後見人等連絡会というのが先週の9月3日に開かれてると思いますけれども、これについて開催の目的や開催頻度、またどのような方が参加されたのかなど教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問いただきました第三者後見人等連絡会についてでございます。御発言のとおり、先週9月3日の月曜日に開催をさせていただいております。

この対象者についてでございますけれども、東大和市民の方の成年後見人等を受任している、またはこれから受任する予定のある専門職の方及びほっと支援センター等の関係機関の方、合わせて24名に御参加をいただいたところでございます。

次に、この連絡会の内容でございますけれども、まず市の成年後見制度の現状と、私どものほうからの情報提供という形でさせていただきました。次に、社会福祉協議会からの事業報告、それから弁護士、司法書士、社会福祉士、いわゆる三士会というふうには呼んでおりますが、こちらの方々による地域における成年後見活動についての御報告、こうしたものの後に、御参加いただいた専門職等の方お一人お一人から御発言をいただきまして、制度に関する困っていることであつたりとか、例えば市への要望、社協への要望、こういった形をいただきながら情報交換等を行いまして、お互いの顔の見える関係づくりという形で進めたところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 情報交換が行われたということなんですけれども、この連絡会、これまで何回ぐらい開かれているかということと、それからこの連絡会の中で困難な事例などが解決に至っていったようなケースなどがあ

りましたら教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 第三者後見人等連絡会でございますが、こちら、年1回の開催をしております。平成28年度から開催しておりますので、ここで3回目という形になりました。

それから、困難事例等というようなお話もございましたけれども、先ほども御紹介させていただきましたいわゆる情報交換等の中で、それぞれの後見人の業務を担っていく中で抱えている事例、当然プライバシー等の問題もありますので、個人情報等は出てきませんが、そういった悩みといいますか困難事例等のお話の中でお互いに情報交換、または御意見等を聞きながら対応しているというようなこともございます。

また、会の終了後にそれぞれの全く職域の違う専門職の方々とは名刺交換なんかもしたりとか、私も面識のなかった方とちょっと名刺交換なんかさせていただいたりとかというところで、そういう中で、閉鎖的にならずにお互いの情報を交換しながら後見人業務に役立つのかなというような捉え方をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この成年後見制度というのは、後見人の方と被後見人の方の割と密室的な感じで、個人情報もありますけども、そういった形でなかなか外からは見えないような状況の中で、情報交換ですとか、そういったことが進むのは、私はこの連絡会、非常に有意義なものであるなというふうに感じます。

それで、参加された方が専門職の方というふうにお伺いしたのですけれども、当市では市民後見人の方というのはどのくらいいるのか、またこの連絡会のほうにはそういった方は参加されなかったのかということのあたりをお聞きします。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま市民後見人というような御発言ございましたけれども、他市におきましては、その市民後見人の育成というところで組織をつくりまして育成をしているという事例もございますが、当市におきましては私どものほうで市民後見人という形の育成の制度は持っておりませんので、一般の市民の方の後見人という方でいいですと、いわゆる親族の方が御自分のお身内の方の後見人としてなるというような形は存在は承知しております。ただ、こちらの人数につきましては私どものほうでは、申しわけありません、把握はしておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 以前、認知症の方にどんな支援が必要かというふうなことをお伺いしたことがあるんですけども、支援というよりは、一緒に出かけられるような友達のような信頼できる人がいいというふうにしての方はおっしゃってました。また、障害者の後見人の方のケースでも、信頼できるパートナーとして二人三脚で歩んでいらっしゃるような方のケースもお話を聞いたことがあります。

後見人というのは、財産管理という責任も非常にありますけれども、被後見人の方にとっては信頼できて、なおかつ身近な存在であるということが理想だというふうに私は思います。そういった観点から、市民後見人をもっとふやしていくというような必要があるというふうに考えてます。

先ほど、他の市では市民後見人育成の研修などを行っているところがあるというふうなお話も今御答弁の中にもありましたけれども、東大和市でもそういった市民後見人の育成の研修などを今後ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、後見人の方のほうのいろんな情報交換というのは先ほど連絡会の中でも行われてるということだったので、一方で、被後見人の方にとって何かこうやって問題があったりですとか、相談したいようなことがある場合にはどういった相談の窓口や解決方法があるのか教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 被後見人の方が例えば成年後見人の方で困ってるというような、いわゆる苦情の相談ということだと思いますけれども、こちらにつきましては社会福祉協議会がそうしたところの推進機関というふうな位置づけで私どもおりますので、まず一義的には社会福祉協議会のほうにお申し出いただくというのが1点目というふうに思っております。

ただ、例えば社会福祉協議会の対応とかが仮にちょっと大変問題があるとか、社会福祉協議会に直接そういったことは言いづらいよというようなケースがございましたら、私ども福祉推進課で成年後見活用あんしん生活創造事業を委託してるという立場でもございますので、そうしたケースの場合には、私ども福祉推進課のほうへ御相談をいただければなど、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほども述べましたけれども、やはり閉鎖的にならないような形で、あるいはいろいろな複数の目が入っていくということも私は重要なことだと思いますので、ぜひ外部との連携などもしっかりとっていただけたらと思います。

ホームページのほうでは、相談に当たっては専門相談機関を紹介するというようなことが載っているのですが、その専門相談機関というのは具体的にどういったところに当たるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） その相談機関ということでございますけど、まず一義的に社会福祉協議会なり、今御答弁申し上げましたように私どものほうに御相談いただいた場合には、当然そこで処理し切れない課題等も出てくるケースがございます。そうした場合には、いわゆる後見人として専門職、弁護士さん、司法書士さん、それから社会福祉士さん、こういった方々が後見人についてるわけなんですけれども、この方々のそれぞれの上部団体等、そうしたところでもいろいろそういった相談を受けられる、または御相談に乗っていただけるというようなこともございますので、社会福祉協議会や我々のほうで対処し切れない、もしくはもう少し専門的なお話したほうがいいんじゃないかといった場合にはそういったところにおつなぎする、そういう役割も持っている、ということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それからもう一点、ホームページに任意後見制度に関する悪質な犯罪行為に御注意くださいという情報が載せられていました。制度が広まる過程の中でいろいろなトラブルも聞こえてくる制度なのかなというふうに思うのですけれども、この記事を書いた経緯などがわかりましたら教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） その記載につきましてはの……申しわけございません、経緯等につきましては、私のほうでは、申しわけございません、承知しておりませんので御容赦いただければと思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） こちらはじゃ社協のほうから情報提供が来たのかもしれないかもしれませんが、やはりまだ制度も十分に、誰でもが知ってるというようなところまでは至っていないのかなというふうに思います。しかし、登壇でも言いましたように、今後高齢社会、超高齢社会という中で、こういった成年後見の制度というのは非常に重要になってくると思います。これから制度が広まっていく中でいろいろなトラブルなどもあるかと思えます。いろいろ質問した中で相談の体制ですとか、そういったことがきちんとできてるといいますので、そういったことを引き続き進めていただいて、10年後、20年後、本当に困らないように、後見人の担い手の確保もそうですし、それから必要な方が不利益をこうむらずに利用できるような、それこそ安心な制度にしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、空き家の対策についてお伺いします。

2点目の空き家の対策についてですけれども、人口減少がこれから訪れてくるというふうなことがほかの地域でもいろいろ聞かれています。地域でも空き家・空き室が私も歩いていて目立ってきているなというふうな感覚があります。とりわけ人口増加が進んだ時期に開発された場所は、一斉に家が建てられたので、またそれが一斉に四、五十年経過して高齢化や核家族化あるいは高齢者の夫婦2人とか単身で暮らしてらるっていう方が多くて、病気になって長期入院をしたり、あるいは施設入所あるいは亡くなられる方がいらっしゃるといふことで、この空き家が増加しているのではないかなというふうに思います。この空き家が増加していけば、まちの中も虫食い状態といえますか、スポンジ化の現象が進んでいます。一方で、当市ではまだ都心に通勤圏内ということで、新築の戸建てでも住宅が手に入りやすいということでもまだまだつくられているのが現状だと思います。

私は、この市の全体の住宅ストックから見ると住宅は余っているというふう考えるのですが、一方で空き家がふえて、一方でまだ新築が建っていくというような、住宅に関して非常にアンバランスな状況になっているというふうに感じます。そういったことで、まちとしてバランスが悪いのではないかなというふうに考えます。若い世代が移り住んでくればまちに活気が出ますけれども、そのことと現状ふえ続ける空き家の問題とあわせて対策を進めていけないかと思ひまして、今回空き家の質問について取り上げさせていただきました。市長の御答弁でも、空き家の調査の必要性は認識しているということですが、費用がとてめにかかるとしてまだ調査まで至っていないということだと思います。

まず基本的なこととして、住宅・土地統計調査というのが5年おきに行われてると思ひますけども、その統計調査の中で当市の空き家の状況、どうなってるのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 国が行います住宅・土地統計調査の結果でございますけれど、直近の結果といたしましては平成25年、それからその前が平成20年でございますので、この2カ年での比較ということでお答え申し上げます。

東大和市の市内に存する空き家でございますけど、平成20年の調査時におきましては3,840戸でございます。住宅総数に占める割合としましては10.69%ということになっております。平成25年の調査の結果では、空き家の戸数といたしましては4,650戸ございまして、住宅総数に占める割合としましては11.87%というふうになっております。

また、今おっしゃいましたのは一般的な空き家の数、それから割合ということでございますけれど、空き家の、この調査の中で内訳として賃貸用の住宅、売却用の住宅、別荘などの二次的な住宅、それからその他の住宅という、こういった区分がございます。このうち市場に出ています賃貸用の住宅や売却用の住宅などは直ちに大きな問題が生じるというわけではございません。

注目すべきは、居住者が長期にわたり不在の住宅などを含みますその他の住宅という区分でございます。全住宅に占めますその他の住宅の割合は、平成25年直近の調査で全国平均が5.25%というふうになっております。東京都全体の平均ですと2.07%となっております、全国の平均の半分以下の水準というふうになっております。東京都は全国的に見れば問題となる可能性のある空き家の割合というのはかなり少ないんじゃないかというふうに言えるかと思ひます。

また、東大和市につきましては1.66%ございまして、東京都の全体の平均2.07と比較して低い状況となつ

ております。また、26市と比較いたしますと、このその他の住宅の割合というのは高いほうから18番目の水準というふうになっておりまして、26市全体との比較でも割合としては低い状態というふうに言えると思います。以上です。

○4番(実川圭子君) 今いろいろ数字を教えてくださいまして、空き家というふうに一口でまとめて言いますと、全体として1割強、またそれがふえているということがわかりました。その中で、賃貸ですとか、売却ですとか、そういったところを抜かすと、その他全く目的も明らかでない、全くの空き家というのはそれほどまだふえている状況ではないというようなことがよくわかりました。

しかし、何も対策をしなければ、私は今後の人口減少や高齢化などによってこの空き家というのはますますふえて問題化していくのではないかなというふうに思います。賃貸や売却にしても、そのまま残ってるということは借り手も買い手もないというような、なかなか見つからないというような状況もあるのではないかなというふうに思います。

国や都のほうでも、この空き家についていろいろな法律や制度をつくってきているかと思いますが、国や都の動きについてはどのようなになっているのかお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 空き家の対策についての国や都の動向ということでございますけれども、国につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成26年11月に施行されまして、その後、基本的な方針や特定空き家等のガイドライン等を作成して進めてきているわけですけれども、現時点で空き家対策等を推進するために、国のほうでは空き家対策総合支援事業というもので、空き家等対策計画に基づいて実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して国が重点的・効率的な支援を行う補助事業を実施したところでございます。

また、あわせて、空き家再生等推進事業というのがございまして、居住環境の整備改善を図るために不良住宅や空き家住宅または空き家建築物の除却または空き家住宅または空き家建築物の活用等に対して支援を行っているところでございます。

それから、東京都につきましては、空き家の適正管理及び利活用等の推進等の空き家対策に取り組む区市町村に対しまして、各自自治体の取り組みの情報共有とか専門知識の習得を初めとする技術的な支援を行うために、昨年度、29年度から東京都空き家対策連絡協議会というのを設置いたしまして定期的な協議会等を実施しているところでございます。また、空き家利活用等区市町村支援事業ということで、空き家の実態調査、空き家対策計画の作成、住宅としての空き家改修等に対する補助事業などを進めてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 国や都のほうでも動き出しているいろいろな補助金などもあるような制度がつくられているかと思いますが。この空き家や空き室がふえると予想される問題とか課題などは、市のほうでどのような問題、課題があると認識してるのかお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 空き家がふえてくることによる課題ということでございますけれども、もちろん先ほど議員さんがおっしゃったとおり、地域のスポンジ化や、それから市の全体としての振興、そういったものがおくれてくるということも考えますので、基本的には人口抑制策も含めて空き家対策を考えることが大事だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 数年前にこの空き家の話が、当市でも条例などをつくっていかうかという御意見も

ちょっとあったと思いますけれども、国のほうの特別措置法なども、防犯やあるいは防災の面からそのまま放置しておくで大変だというようなことから最初は制度ができてきたのかなというふうに思いますけれども、それにしても、今御答弁のありましたように、そのままにしておくともちがちょっと寂しいような感じになってくるというような……私は、まちの資源や財産として考えた場合にこのまま空き家として置いておくのはもったいないと思いますし、活用できればまちの活性化になるというようなメリットがあると思ひまして、今回この質問をさせていただいているんですが、そういったところをいろいろ鑑みまして、やはり私は市のほうで実態どうなってるのかというような調査をそろそろ本格的に取り組む必要があると思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 実態調査につきまして、他の議員さんからもたびたびこの御質問がありますが、市長答弁にございますとおり、現時点では調査方法について研究してるということで、認識はしてるということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） これから対策をしていくためには、実態がわからないとその対策もなかなか進まないのかなというふうに思います。

実態調査といいましても、外見から見て、倒れるおそれがあるとか、破損してるとか、雑草が茂ってるとか、木が繁茂してるとかっていうようなことは外見からはわかると思いますけれども、一方で、その空き家をどうしてそのままにしておくのか、売却したいのか、貸したいのか、活用できないかなど、空き家の所有者の方の意向というのを調査していけば空き家の活用にもつながっていくと思います。

今回私は、先行して調査した東村山市の報告などを見ますと、意向調査を所有者の方にももちろんしてるのですけれども、自治会の方に対してこの意向調査というのを行ってたんですね。自治会の中で空き家のことについて問題になってるところがあるかとか、困ってることがないかとか、自治会の中で利用する希望などがあるかどうかなどを聞き取っています。こういったことを調査するというのも一つあるのではないかなと思いますけれども、意向調査について何か、まだ検討中ということなのでお聞きするのもあれなんですけれども、意向調査についてはどのようなお考えがあるかお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 空き家の意向調査ということでございますけれども、基本的にいろんなやり方があると思います。ただ、東村山ではなくて、ほかの多くの自治体については基本的には空き家の実態調査をして、その現地の実態調査で空き家と判定した建物につきまして、その所有者に対して登記簿から所有者を割り出してアンケートをして、その後の意向等その辺を確認してるという状況があります。基本的には私ども、その方向で検討を進めてる状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。その方向で検討をぜひ進めていただきたいと思います。

それから、市の住宅マスタープランを見ているのですけれども、済みません、先の空き家の活用についてちょっと進みますけれども、市の平成25年3月につくりました住宅マスタープラン、その中の空き家のところで活用していくというようなことが載っています。施策の方向として、福祉目的や地域活性化の拠点となる用途での再活用に向けた検討を行っていくというようなことが書かれています。この住宅マスタープランで掲げている空き家についての施策の方向、このあたりについての検討事項などありましたら教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 今後の方向性といたしましては、空き家の住宅としての活用や福祉や子育てな

どの活用が考えられるところでございます。

一方で、空き家の活用には、貸したら返してもらえないといった心理的な要因や耐震性の確保、それから例えば第一種低層住居専用地域、こちらのほうには住宅が多いので空き家というのも多く発生している可能性はございますけど、こちらに立地している場合の空き家につきましては用途の制限などさまざまな課題があるところでございます。

引き続き、空き家の実態調査の検討、研究とあわせて、活用の方法などについて国や都、それから近隣市の動向等調査研究していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 施策の方向としてはそういう方向で検討するというふうにこのマスタープランのほうにも掲げていますので、ぜひ実態調査とあわせてそのあたり進めていただきたいと思います。

私は、この空き家の活用というのはいろんな視点があると思いますけれども、他市の他の地域での活用なども拝見いたしますと、まず一つは福祉の活用の例として、小規模保育所やグループホームや作業所など、福祉施設として利用しているところが幾つか見てまいりました。この空き家を利用することで家庭的な温かい雰囲気の間をつくることのできるのだというふうに思います。新しい施設をつくるよりも、改修費などもあわせても費用を抑えられるということで、これが一つ活用できることではないかというふうに思います。

それから、もう一点としては、やはり市民団体ですとか市民活動の場として利用しているところがほかの地域でも見られます。この東大和市でも市内で活動しているサロン活動ですとか子ども食堂さんの中でも、継続的に活動していくためにはその拠点となる場が欲しいというふうなことを要望している団体もあるというふうに聞いてます。市民センターや公民館など公共の施設もありますけれども、それを自分たちで専用として使うわけにもいきませんので、そういった自分たちで専用で使えるような市民活動の場をつくるということは、私はやはり地域を見た場合に地域の中で活力が出てくるというふうに考えます。

そういった意味で、やはり市民の中では、どうせあいてるなら使いたいなというようなところが気持ちとしてはあるかと思いますが、しかし、その活動している市民の方がいきなり空き家があるところに行って持ち主の方と交渉するというのは、非常にそういったことは大変難しいというふうに考えます。そこはやはり市がコーディネートやマッチングをするというような体制、市が直接しなくてもそういった制度をつくっていくこと、必要だと思いますけれども、そういった仕組みをつくっていくことに関して御意見をお伺いします。

○福祉部長(田口茂夫君) 福祉施策等への活用ということでございますけども、まずはそういう意味での空き家の、貸してもいいという市民の方々、一般的にいうと空き家バンク的なところになるんでしょうか、そういったところがどのような形で施策展開に持っていきけるかどうか。また、ただ現実的には当然貸す方はその家屋の土地所有者でございまして、また今度は借りる方との権利の問題、さまざまクリアしなければならない課題があるかと、このように考えておりますので、当然他の自治体で先行してやっているとありましたら、そういったところの研究等を実施をしながら、こういった形のことが、東大和市に合った形のものができるかどうかということは研究を加えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この東大和市の住宅マスタープランの中の推進する施策の中にも、空き家バンク等による子育て世帯、高齢者世帯等の住みかえ支援に関する仕組みづくりの検討というふうに載ってますので、ぜひ

そういったことも検討を進めていただきたいと思います。

先ほどは福祉の活用ということでお伺いしましたが、一方で、居住支援という形で住宅の確保が困難な方が借りられるような施策として住宅セーフティネット法も改正をされて、居住支援にもこの空き家を活用していこうということが進められているかと思います。

地域包括ケアシステム、今後考えていく中で、やはり住まいというのは非常に大きな柱だというふうに思います。いわゆる住宅確保要配慮者ですか、高齢者の方ですとか障害のある方、あるいはこの要配慮者の中には子育て世帯なども含まれるというふうに出ていましたけれども、市内でそういった貸し渋りといいますか、住宅を借りにくかったり住まいを確保することは困難なケースというのはどの程度あるのか、そのあたり教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者と生活保護受給者からの観点でお答えさせていただきますけれども、アパートが見つからないなど住居の確保が困難といった声は聞かれておりません。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 住宅施策担当しております都市計画課でございますけど、住宅確保要配慮者から家主に断られて賃貸住宅が見つからないといった相談というのは受けてございません。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私も余りこの市内ではそういった話はまだ……私も余り聞いてはいないんですが、そうはいっても、他市の状況なども聞きますと、こういったことが今後当市でも表面化してくるのか、あるいはそういった方はもうこの東大和市には住もうとは思わないでほかのところに行ってしまうているのか、そんなことも考えるわけなんですけれども、現在はまだ余り表面化されていないということかもしれません。

ただ、今でも例えば駅から離れた大きな一戸建てのほうに高齢者の方が単身で住んでいるけれども、やはり一人では住み切れない、駅の近くのマンションに引っ越したいというようなお話はよくお伺いします。それから、また大きな一戸建てを空き家として放置しているのではなくて、例えばそこに子育て世帯にとって入居しやすい工夫をしたりとか、あるいは高齢者の方の見守りも兼ねて、高齢者の方は、持ち主の方は1階に住んで、子育て世帯の方は2階に住めるようなシェア居住というんですか、新しいそういった形を提案することも私は一つ住宅の施策の中で必要なのではないかなというふうに思います。そういった大きな一戸建てに子育て家庭が住むというのは、非常に子育て世帯にとっては魅力的な移住先になるのではないかと思います。そういった意味でも、いろいろ住宅施策を推進していくというような部署が私はこの東大和市の中にはちょっと見当たらないといいますか、ないような印象を持ちます。

この空き家の問題について、何も手を打たなければ、畑や緑地をつぶして新築の家をふやして、一方では空き家をふやしていくというような今のこのような状況では、私はやはり今後先細りをしてしまうのではないかなというふうに考えます。魅力あるまちづくりをしていくためには、やはり住宅施策、新しいアイデアなども必要かと思いますが、そのあたりを進めていくためには私は、今回防災安全課の方が御答弁いろいろしていただきましたけれども、この住宅については、やはり住宅をしっかりと施策として進めていく専門のセクションが必要なのではないかと思います。その点について、今後の市の方針についてお伺いします。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきました。そして、市のほうには住宅を専門に扱うセクションというか部署がないというのも間違いなく、今御答弁がありましたように、防災が答弁したり、あるいは都市計画のほうに答弁したりと、いろいろとそれぞれの問題によって答弁する担当場所が違うというのは

事実だというふうに思いますけども、東大和市内、まだまだ新築の住宅だとかマンションだとか店舗、いろんなものが新しいものは市場としてきちっと機能して回ってるのかなと思いますけども、住宅、要するに中古市場、住宅市場については残念ながら市場と言われるものは明確にまだうまく、新しい、要するに今空き家対策と言われるようなものに対応する中古住宅の市場というか、そういうものはまだできてないのかなと思っています。

そういった意味で、東大和、今4,000を超えるような空き家があるということでありまして、それをどのように活用していくかということになるわけですけども、それをどのように市としてリードしていくかというのは非常に重要な問題だと、そのように思っています。

そういった意味で、これから空き家対策という意味で研究していく中では、組織のあり方、体制についてもあわせて研究していくことも必要かなというふうに思いますし、また組織のあり方としては、庁内につくらなきゃいけないのか、あるいは第三セクターみたいなものをつくって空き家の売買の市場を開拓するとか、そんなこともあってもいいかなというふうには思っているところです。

以上です。

○4番（実川圭子君） まだまだ市の中では手探り状態なのかなという感じもします。実態調査だけを先行させて進めても、それをやってどうするんだという目的もしっかりと持っていないとそういった調査も難しいのかなと思う一方、調査をしなければどういった意向になってるのか、そのまま放置されていってはやはりまちが活性化されないということで、両方だと思いますけれども、やはりこれはこれからの社会においてやはり進めていかなければならないことだと思いますので、ぜひ、これ市だけで本当に進めるのがいいのか、それとも不動産業者ですとか、民間の方でも住宅にかかわってる方たくさんいますので、そういった方と協力をしながら進めていくというのも一つの方法だと思います。協議会などを設立して一緒に検討していくという方法もあるかと思っていますので、ぜひいろいろな方法を研究して進めていっていただきたいと思います。

以上でこの空き家の対策については終わりにしたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時57分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） それでは、3点目の災害避難対策についてお伺いします。

この議会でも多くの議員が同じような質問を取り上げていただきましたので、それと重ならない部分で幾つかお伺いします。

まず1点目の土砂災害警戒区域等の指定について、こちらのほうはさまざま御答弁がありましたので、そのことのほかに、都の基礎調査の結果の公表がされたので、今後はこれを受けて防災計画の見直しなどを進めていくということだったと思いますけれども、その時期的なことについてちょっとお伺いしたいと思います。今後都のほうの計画と、それから市の計画がどのくらいの時期で行われるのかということをご教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今後の日程のことですけれども、基本的に東京都、今8月23日付で基礎調査の結果について公表しておりますが、年内とおっしゃってましたので、11月か12月ぐらい、このぐらいのときに関係する住民の方に通知をして住民説明会を、ほかの市だと大体1日1回っておっしゃってましたが、うちのほ

うとしては昼間と夜と2回ぐらいやっていただきたいという話をしておりますので、その方向で説明会が実施される予定だと考えてございます。

その後、その住民説明会が終わった後に市のほうの意見等を踏まえて、年度内、2月か3月ぐらいに正式に指定をすると、そういうふうには東京都はおっしゃっておりました。それが指定されますと、来年度に入って、私どもとしては地域防災計画の見直しを考えておりますので、その見直しの中でその指定された内容について警戒避難体制の整備とか、その辺のさまざまな項目がありまして、そういったものを加えて防災会議にかけてその計画のほうをつくっていくと、そういう段取りで考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その防災計画のほうに載せるのはさまざまな項目とおっしゃったんですけれども、具体的には避難の計画になるのでしょうか。この土砂災害が起きないように、何か防止をするような、例えば工事ですとか、そういったことなどは進められるのか、そのあたり確認させてください。

○総務部参事(東 栄一君) 地域防災計画に載せるものにつきましては、基本的に危険を周知するというのが東京都の目的でございます。その危険に応じて、市のほうについてはその危険から回避するための対策を講じるということになるので、災害のための工事そのものをやるわけではございません。あくまでも避難するためにどういう対策が必要なのか、そういったことについて規定をしていくということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういった区域に指定されるということは住民の方々にもしっかり知っていただきたいというふうに思いますけれども、そちらの住民説明会については都のほうの主催で行うということによろしいでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) そのとおりでございます。一応会場につきましては市のほうで確保して、東京都主催で説明会を開くということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほどの御答弁では、そこの中で出された意見なども市のほうで取りまとめて、それで指定などについて進めていくということだったと思います。

それから、それと関係が深いかと思いますが、次のハザードマップの活用についてというところなんですが、こちらについてもいろいろ御説明がありましたので、こういった指定がされればまたそれを反映したのを見直していくというふうにも伺いました。

ただ、今回ハザードマップについては公開をされて、ホームページなどにも掲載されたところだと思います。最近ラジオを聞いてみても、台風や豪雨が予想される前には地域のハザードマップを確認してくださいというようなアナウンサーの方もおっしゃってましたので、ちゃんと確認できるようなものが公表されてよかったですというふうに思いますけれども、国交省のホームページにおいてもわがまちハザードマップというところがありまして、住所で検索するとその地域のハザードマップが表示されるというような機能があるので、こちらのほうにも掲載をしていただければいいのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) ハザードマップに関する国交省のホームページ等の掲載でございますけれども、これは東京都の建設局にも同じようなものがございまして、双方に今一応ここでつくりましたので掲載はしてほしいという調整を今してるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひそのあたりも進めていただきたいと思います。

また、ホームページに掲載といっても、それを見られない方も大勢いるかと思いますが。周知に関しては全戸配付などは行わないというような御答弁が先ほど他の議員のところであったと思いますが、少なくとも色がついている区域の方には手元に届くように私は配付していただきたいと思いますが、そのあたりについてお考えをお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 他の議員さんに答えたとおり、今2,000部しか印刷をしていないという状況がございまして、これはもう来年度に新しくハザードマップをつくり直すということを前提にして、既存の予算の中でやりくりしてつくったので、そういう数しかないということでございますので、基本的には配付は考えてございませんが、今後の配付状況を見て、少し余るような状況があれば考えてみたいと思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 河川沿いの方はある程度予想といえますか、これまでの経緯などもありますんで、雨が強くなればどうかというような関心も高いかと思いますが、内水被害といえますか、河川の近くではないけれども水が出るようなところというのはやはり、意外と自分のところは川から離れてるしというような考えの方もいらっしゃると思いますので、特に私はそういったところの方に周知をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、次のブロック塀等の危険箇所について伺います。

こちらのほうもたくさんの議員が質問していたので、私としてはやはりブロック塀の倒壊というのは非常に危険だというふうに思っていて、このことについて、以前も私も質問したことがあるんですが、ブロック塀を生け垣に変えるという助成制度、以前東大和市でもそのような制度がありましたというか、現在も東大和市生垣造成事業補助金交付要綱というのが残ってまして、平成3年から11年まで実際に助成制度が行われていて、その後凍結という状況になってると思いますけれども、このことについて現在の状況をお伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 現在市では、緑の基本計画、こちらの改訂作業を進めております。したがって、その計画の改訂作業の中で整理を進めてまいりたいというふうに現在考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 整理を進めていくというのはちょっとどういうことなのかなというふうに思いますけれども、ちょっと先に行きまして、東大和市耐震改修促進計画、平成27年度の3月に改訂したものの基本方針という中にも、危険なブロック塀の生け垣化を促進するなど身近な生活環境を整備する観点から、地区全体の安全性を高める必要があるというふうに示されています。それから、平成25年第1回定例議会で、災害に当たってはブロック塀より生け垣の方が効果が高いわけですので、今後については民間への補助について検討していきたい、また平成27年第4回定例議会では、既存ブロック塀を生け垣化へ改修する緑化に努めてまいりたいというふうなふうに述べられています。

東大和市でも東日本大震災のときに、ブロック塀ではなかったと思いますが、石積みの塀が2カ所崩れたということがあったと思います。助成制度を停止した経緯についてちょっと調べたところ、当時の緊急財政対策プランというものによるものだったというふうに聞いています。現在の財政状況とは異なると思いますので、ぜひこの助成制度は復活すべきというふうに考えます。

市のほうの御答弁なども鑑みましても、こちらのほう、必要なのではないかと思いますけれども、そのことに

ついてお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 生垣造成事業でございますが、こちらにつきましては緑化の観点ということで当初始めた事業でございます。したがって、一定の要件もございます。道路や河川に面しているところ、設置していただく生け垣につきましても高さ1メートル以上、延長につきましては5メートル以上という形になっておりますので、ただいま議員のほうからお話がございました昨今の住宅事情を考えたときに、果たして5メートル以上の生け垣造成ができる住宅に皆さんがお住まいになってるかとか、その辺の現況もあろうかと思っておりますので、その辺も踏まえた中で、先ほどと繰り返しになりますが、緑の基本計画、こちらの中で整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） それは今の住宅状況に合わせて使いやすい制度に変えて実行していくというふうに捉えました。ぜひ御検討のほうよろしく申し上げます。

倒壊の危険というのはもちろんですけども、この夏の猛暑は災害レベルと言われております。ブロック塀は本当に熱を吸収して暑さを蓄えてしまうということもあります。暑さ対策の意味でも、私はこの生け垣は非常に効果があるというふうに思います。市全体として生け垣に変えることをぜひ推奨していただきたいと思っております。

○環境部長（松本幹男君） 私の言葉が正確に伝わらなかったみたいで、昨今の住宅事情といいますのは、私が申し上げた部分については、それほど皆さんが広い敷地の住宅にお住まいですかという部分がございます。

他市状況を調べさせていただいたところ、保存生け垣に関しての助成というのが当市の場合は要綱上1メートル当たりにつきまして年間200円という形になってます。他市状況をいろいろと聞く中で、生垣保存事業自体をやめている自治体が現状ふえております。やはり維持していく大変さというのがございますので、なかなか現在核家族化も進んでいる中で、それほど広い家に住めるかというような部分もございますので、5メートル以上の道路に面したところに生け垣を設置していき、なおかつ四季に応じて手入れを入れていただく。ただ、当市の場合でいけば1メートル当たり維持管理費として年間200円というふうになっております。そうしますと、やはり害虫駆除等が必要になるものをお植えになる方もいらっしゃると思いますので、そうすると年1回の薬品代にしかならないとか、そういった他市でも同様の話を伺っております。

したがって、だんだん他市の近隣市を聞いた中でも需要が減ってきているという傾向にありますことから、先ほど私のほうで答弁をさせていただいたとごでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 需要が減っているというようなことだと思いますけれども、私としては、これまでの議会の中での御答弁というのはそうだろうなというふうに思います。ブロック塀よりは生け垣のほうが倒壊の危険もないですし、緑化にも効果があるというような御答弁をこれまで繰り返してまいりましたし、耐震改修促進計画の中にも出ています。ぜひそういった意味で、もし5メートル以上というのが今の状況に合わないのであれば、もうちょっと長さの規定を変えるですとか、そういった今の状況に合わせた形でぜひ生け垣化を推進していただきたいというふうに思います。助成……補助金を出すというのが難しいのであれば、そういったことが市のまちの中でもブロック塀よりも生け垣のほうが、耐震の意味でも、緑化の意味でも、また暑さの意味でも効果があるということを情報として伝えていくということも必要なのではないかというふうに思います。

では次に、福祉の視点からの避難についてお伺いします。

避難に支援が必要な方のための避難支援プラン、こちらのほうは全体として、制度の理想としては非常にいいだろうなということもありますけども、これを実際に実行する立場となりますと、自治会の方が支援が必要な方の名簿を持って、その支援が必要な方に対してどういった避難ができるかということまでをいろいろ計画をつくっていかなくてはならないということで、非常に重たいものになっているのかなということ、なかなか広がりや難しいのかなというふうに思いますけども、もう一度この市の状況について、7団体というお話がありましたけども、市の全体の状況についてこれが進んでいるのかどうなのか、そのあたりを現状をお伺いします。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいまの御質問は、避難要支援者の方の個別支援計画の状況ということだと捉えさせていただきますが、今御指摘のありましたとおり、市長答弁にもありましたとおり、避難支援体制づくりに関する協定、こちらを締結している団体さんというのは7団体でございます。その後の個別支援計画の作成に至っているのは2団体にとどまっているという状況でございます、他の5団体さんにつきましては行政との名簿等の情報共有にとどまっているという状況でございます。

私どもも、当然協定を結ばせていただいている団体さん、ふやしていきたい、それから最終的には個別支援計画の作成までお願いできればというふうには考えておりますけれども、ただやはり個別支援計画の作成というまで押しつけてしまうというか、そういう形になってしまいますと、なかなかそれぞれ自治会等の団体の方にも手を挙げていただけないと、こういった状況もございます。

ですので、まずその協定を結ぶに当たりまして、できることから始めてくださいというような形で各団体さんにはお願いをしてるところでございます、そのような中で今の状況になっているということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 支援をお願いするとか、支援が必要な方に関しては、登録制度になってると思いますけれども、登録をして、その先どのようなふうにつないでいくのかということと、それからその地域にそういう団体がないような地域にお住まいの方については、登録された方がどのような形でこの支援に結びつくのか、そのあたりをお伺いします。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） まずこの避難行動要支援者名簿への登録ということにつきましては、この避難行動要支援者名簿登録申請書というものに必要事項を記載していただきまして、当課へ、福祉推進課のほうへ御提出いただくという形で名簿としては登録されます。

先ほどからの御質問の中でも、実際7団体の方々と協定を締結させていただいているという現状でございますが、それ以外の地区、それからそういった自治会等がない地域については、これは名簿につきましてはそういった協定団体だけではなくて、民生委員にもこれは配付して厳重な形で保管をしていただいておりますけれども、そういう形で民生委員にも配っておりますので、地域にいる民生委員が持っているということで市内全部網羅できているというような状況で捉えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのあたり、わかりました。

それから、社会福祉協議会のほうで声かけ、見守りの活動をされてる方がいらっしゃいますけども、そういった方も地域の高齢者の方ですとか、そういった支援が必要、災害時には避難するのに支援が必要な方というのが、どういった方が地域にいるかというのは御存じだと思いますけれども、そういった方々と連携をした

りとか、情報共有などをすることはできないのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） こちら、個別支援計画の作成に当たりましては、この要支援者として登録された方の名簿、個人情報の外部提供を行うという形になります。

以前、こちらの事業を進めるに当たりまして、当然個人情報の外部提供ということですので、個人情報保護審議会の審議案件となりまして、現在はその協定を締結している団体に名簿を提供するという形で審議会においての御承認をいただいているという状況でございます。

平成23年度にこの事業を開始したわけですが、この開始に当たりまして事前に保護審のほうの御審議をいただいたわけですが、自治会の役員の方、いわゆる一般市民の方ですので、こうした方にその要支援者の情報、いわゆるセンシティブ情報という形のもを提供することに対して、当時の保護審の委員さんからはさまざまな観点から御意見はいただいたところでございます。

そうしたことから、見守り・声かけのボランティアの協力をというような御指摘ございましたけれども、こういった方がかかわって個別支援計画の作成を行うことにつきましては、現状では困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この事業自体が名簿の受け渡しなど個人情報の観点で非常に厳密にならざるを得ないのかなというふうに思います。そうすると、そこまではなかなか引き受けることはできないというような形で、広まるのも難しいのかなというような印象も受けました。もう少し緩やかな形で支援が必要な方とか、自治会の中でうまく助け合えるようなことができないかなというようなことも考える一方、やはりしっかりと支援が必要な方には届ける必要もあると思いますので、ぜひそのあたり、協定にこだわることも必要ですし、こだわらないまでもこういった支援が必要なんだというような、その地域に合った取り組みがどういったことなのかを話し合うようなことが進めば一歩進むのではないかなというふうに思います。

それから、次の東大和市避難所管理運営マニュアルの作成の件なのですが、こちらのほうは小中学校15校、管理マニュアル、運営マニュアルが完成したということで、ほかの議員の質問の中でも東京都の福祉保健局の避難所管理運営の指針が作成されたということで、そのあたりの確認作業を進めているというような御答弁があったと思います。

東京都のほうでつくられたこの避難所管理運営の指針というのは私もちょっと拝見したのですが、非常に細かくいろいろな、例えば子供や女性の視点ですとかペットのことなども盛り込まれていて、非常に生かしていくことができるのではないかなと思いますけれども、当市についてはこれをどういうふうに取り込んで市の運営マニュアルに生かしていくのか、そのあたり具体的に教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所管理運営マニュアルにつきましては、女性や障害者等の参画と多様なニーズへの配慮という記載がございまして、これに基づいて避難所管理運営委員会の中でそういう女性や高齢者、障害者等、災害の要援護者に対する管理体制等のきめ細かい配慮について進めるというふうに書いてあるわけですが、細かな規定がございませんので、それは管理運営委員会の中で決めるという話になってございました。

今お話があったとおり、東京都がここで示された避難所管理運営指針につきましては本当に細かくて、女性視点のチェックシートまでであるということなので、ちょっとこれ、たまたま私どものほうでその書式や様式等いろいろ整理をしてる中でこれが話が出てきたので、あわせてこれ検討してるということでございますので、

順次になりますけども、できる限りこれを取り込んだもので新しく作り直せばいいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) これまでの大きな震災の後ですとか、今回の北海道の地震の後でも、避難所は開設されても、なかなかその体育館のような広いところに行くというのはちょっと、私は行けないというような方が大勢いらっしゃると思います。持病がある方とか、高齢者の方でも、障害者の方でも、あと小さなお子さんがいるような方は子供が騒ぐと困るというようなことでなかなか避難所に行くことを遠慮してしまうといいですか、そういった方が多く見られるというふうに聞いています。そういったやはりいわゆる災害弱者と呼ばれる方が安心して避難ができるような配慮というのは必要ではないかというふうに思います。

市では、そういった方々に対して福祉的な避難所、二次避難所というのも指定していると思います。その状況と、それからその二次避難所に関しては小さなお子さん連れなどには対応しているかどうかをお聞きします。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 二次避難所に関します現状でございます。

現在のところ、二次避難所につきまして協定を締結している施設等につきましては15施設でございます。一応マックスの定員としましては946人分という形の現状となっております。

二次避難所につきましては、御承知のとおり、御高齢の方や障害のある方、それから医療的ケアが必要な方、一次避難所、一時避難所に行っていた後にそこでは対応し切れない方というふうな方が次に二次避難所を開設してそこで避難していただくという形と捉えております。

御発言の中にございましたお子様連れ、ちっちゃい方とか、そういったことだと思いますけれども、一応今の現状では、二次避難所の対応としてはそうした方は対象にはしておらないというような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) このところはぜひ子育てしやすいまちとして検討していただければと思います。例えば保育園ですとか、幼稚園ですとか、そういったところと協定を結べないかなというふうに思いますので、そのあたりは御検討よろしく願いいたします。

それから、避難所のことで、私たちも今までそういった方にいろいろお話を聞く中で、やはり女性特有の被害なども多く聞かれるというふうに聞いてます。そのような対策なども今後盛り込んでいただけたらと思いますけれども、例えば長期化する場合に、カウンセラーの方の派遣ですとか、そういった相談を受けたりするようなことを今まで検討されてきたか、そのあたりをお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) これまでの検討の中で、そういったことについて細かな検討をしたことはございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) さまざまな物資ですとか、そういったことももちろん大切なんですけれども、長期化した場合にいろいろな問題ですとか心のケアというのが非常に今もいろいろ言われている中で、そういったカウンセラーの方の存在というのは非常に大きいというふうに考えてます。ぜひそのあたりも対応できるように今後検討していただきたいと思います。

それでは、次の項目に行きまして、備蓄品等ということで給水体制についてお伺いしました。

災害時の給水体制については、被災したときに特に一番心配なのが飲み水というふうになるというふうに思います。今回の北海道の震災でもスーパーやコンビニに飲み物を求める長蛇の列なども拝見しまして、やはり

飲み物というのは非常に大事だなというふうに思いますし、また西日本豪雨災害のときにも断水が続いて、暑さの中、本当に大変だろうなというふうなことから、東大和市の場合、この断水のときの水の給水というのはどうなってるのかというのが気になりまして今回お伺いしました。

もう一度どのような体制になってるのか詳細を教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 給水体制ということでございますけれども、基本的に上北台浄水場と東大和給水所の2カ所給水拠点がございますので、こちらに対して市の職員、これ災害対策で担当が決まっておりますので、その担当職員がその給水所のほうに赴いて水を回収して、各避難所のほうに配るという話になってございます。それと、東京都のほうでも水道局のほうではたしか給水車が17台配置されておりまして、給水車の活用については東京都が各地の被害状況を見ながら配置及び供給するという計画になってございますので、当市が仮にひどい状況になっていけば、東京都の給水車のほうもこちらのほうに回ってきて給水作業をすると、そういう話になるというふうに考えてございます。

それ以外の方策としましては、今、市民の御協力をいただきまして、利用可能な災害対策用指定井戸というのがありまして、今20カ所程度指定されたところがございます。これは飲めない場合につきましては生活用水として活用したいというふうに考えてございます。

それからあと、避難所となります各小中学校、それから公共施設の3カ所、奈良橋、上北台市民センター、それから中央公民館の受水槽は日常でも使用していますので、これについても活用ができるというふうに考えてございます。

それと、各備蓄コンテナ等にろ過装置を配備しておりますので、これも生活用水になるとは思いますけれども、小中学校のプールの水とか、場合によっては飲料水としても使えるとしたら、活用しながら、このろ過装置を使って進めていきたいというふうに考えてございます。

それからあと、災害時の協定で、市内の民間企業から飲料水とか食料品の提供なんかを受けられるようにしておりますので、ミネラルウォーター、これが500ミリが5,448本、これはそれぞれ別に各備蓄コンテナのほうに保管をして災害時に対応する予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 水についてはいろいろ準備をされてるということがわかりました。

東京都のほうで私も浄水場の応急給水所の見学にいったときに、ここに来れば水は出せるけれども、避難所まで水を運ぶのは市の役割ですよというふうに伺ったので、今回ちょっとお尋ねしました。市のほうも職員の方の担当が決まっているというふうに聞いてますけれども、異動などもあるかと思っておりますので、そのあたりは所属が変わっても役割がきちんと続くように、迅速に対応できるようによろしく願いいたしたいと思っております。

最後に、段ボールベッドの利用についてお伺いします。

こちらのほうは、最近の避難所の様子などを見てますと段ボールベッドの利用ということで、体育館での避難生活に不安がある方は、多くは床での生活が難しいという方も多かったりとか、長期化する中でやはりこの段ボールベッドっていうのは非常に有効であるのかなというふうに思います。当市ではその準備があるのかどうかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 現時点で段ボールベッドの利用については検討してございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 備蓄庫などの容量も限られてますので、この段ボールベッドを準備しておくというのは

非常に難しいのかなというふうに思いますけれども、これに関しては、他の地域でも段ボール業者との協定であらかじめ結んでおくことで災害時に慌てることなく準備ができるというような話も聞いてますので、ぜひこのあたりも御検討をしていただきたいと思います。

今ここで震度7の地震が起きたらどうなるだろうとか、水害に対してもやはり11日間で1,800ミリを超えるような雨、この場所に降ったらどうなるのだろうというようなことを常に想像しながら対策を進めていくことが大事なのではないかなというふうに思います。また、災害の備えだけではなくて、異常気象の原因の温暖化をおくらせるためにはどんな対策ができるかとか、過度なエネルギー消費の見直しなども私は進めていく必要があるかと思えます。

いずれにしても、災害避難については、日ごろから備えをしていかに行動できるかを住民一人一人が考えて行動に移せるよう、市には情報提供を徹底していただくことを求めます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす11日から14日及び18日から21日の8日間につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時33分 散会